

第5次垂水市総合計画 基本構想（素案）

平成29年8月30日現在

<目次>

第1部 第5次垂水市総合計画の策定にあたって	1
第1章 計画策定の趣旨と位置づけ、基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画策定の基本的な考え方	2
第2章 計画の構成及び期間	3
第3章 社会経済環境の変化（時代の潮流）	5
1 人口減少と少子化・高齢化の進行	5
2 安全・安心に対する意識の高まり	7
3 深刻化する地球環境問題への対応	8
4 情報通信技術の飛躍的進歩	9
5 訪日外国人旅行者の急激な増加	10
6 多様かつ柔軟な働き方改革の推進	11
7 農林漁業の6次産業化の展開	12
第4章 次代に引き継ぐ「垂水らしさ」次代へつくる「垂水らしさ」	13
1 垂水市の現況	13
2 市民から見た垂水市	33
3 次代に引き継ぐ「垂水らしさ」次代へつくる「垂水らしさ」	40
第2部 基本構想	43
第1章 将来像	43
第2章 まちづくりの視点	44
第3章 まちづくりの目標	45
1 将来の見通し	45
2 まちづくりの各分野の目標	47
第4章 まちづくりの進め方	48
1 市民と行政の協働によるまちづくり	48
2 健全で安定した行財政運営の推進	48
3 隣接市等との広域連携の推進	48

第1部 第5次垂水市総合計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ、基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成20(2008)年度(を初年度とする第4次垂水市総合計画(以下「第4次総合計画」という。))に基づき、まちの将来像である「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」の実現を目指し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

基本理念の一つに掲げた「市民と協働のまちづくり」においては、市内9地区が地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画を定め、その特性を活かした地域住民自身の手によるまちづくりが進められており、国からの高い評価も受けています。

一方、この間、我が国の人口は平成20(2008)年の1億2,808万人¹をピークに減少局面に入りました。人口減少が引き起こす様々な影響がさらに人口減少を加速させるという負のスパイラル(悪循環の連鎖)により、究極的には国としての持続性すら危うくなるとして、この危機的局面に際し、地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服するため、平成26(2014)年12月27日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定しました。これを受け、地方公共団体においても、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定が進められ、本市においても、平成27(2015)年10月に「垂水市人口ビジョン」、第4次垂水市総合計画後期基本計画の重点プロジェクトとして「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「垂水市総合戦略等」という。)を策定し、人口減少対策に取り組んでいます。

また、人口減少、少子・高齢化の進行に加え、高度情報化社会の進展、安全・安心に対する意識の高まりなど社会を取り巻く情勢も大きく変化しています。

こうした変化に的確に対応し、市民と市が一体となって、美しい自然や歴史・文化、暮らしや産業、市民ネットワーク等の“垂水らしさ”を活かした魅力あるまちづくりに取り組み、「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水」という目標を実現していくため、今後10年のまちづくりの指針を示す第5次垂水市総合計画を策定しました。

¹ 総務省統計局「人口推計」より。ただし、平成17(2005)年、平成22(2010)年国勢調査から推計された補間補正人口である。

2 計画の位置づけ

平成 23（2011）年 8 月に地方自治法が改正されたことにより、地方自治法第 2 条第 4 項²が削除され、総合計画の基本部分である「基本構想」を策定する義務がなくなり、地方自治法上の議決案件ではなくなりました。

しかしながら、本市では、変化の激しい昨今において、長期的な展望に立ち、本市の目指す将来像を市民と行政が共有し、協働してまちづくりを進めるとともに、総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な指針として、本市の最上位の計画として位置する総合計画を策定することとしました。

このため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項及び垂水市議会基本条例（平成 25 年条例第 18 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 28（2016）年 12 月 22 日付けで「垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例」の議会の議決を経て、総合計画の「基本構想」は、市民の代表である市議会の議決事項としています。

3 計画策定の基本的な考え方

第 5 次垂水市総合計画（以下「第 5 次総合計画」という。）の策定においては、以下の 3 つの考え方に沿って策定しました。

- (1) 本市が目指すべき将来像を市民と行政が共有できるよう、市民参画の策定体制づくりと市民の目線で分かりやすい計画とします。
- (2) 第 4 次総合計画の政策や施策の評価を踏まえた計画とします。
- (3) 人口減少対策及び地方創生の実現を目指すため、この垂水市総合戦略等を重点化した計画とします。

² 地方自治法 第 2 条第 4 項 削除 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

第2章 計画の構成及び期間

第5次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成し、それぞれの計画で示す項目、計画期間は以下のとおりです。

■ 基本構想

本市を取り巻く社会動向や地域の概要・課題などを踏まえ、今後の目指すべき将来像やその実現に向けたまちづくりの視点、目標、進め方を示します。

計画期間は、平成30（2018）年度を初年度とし、平成39（2027）年度までの10年間とします。

■ 基本計画

基本構想に示すまちづくりの目標を具現化するために必要な政策を体系的に定めます。基本計画では、成果を数値で表す指標を設定するとともに目標値を定め、その目標値を達成するために必要な政策を明らかにします。

計画期間は、平成30（2018）年度を初年度とし、前期の期間を5年間、後期の期間を5年間とし、5年ごとに見直しを行うものとします。

■ 実施計画

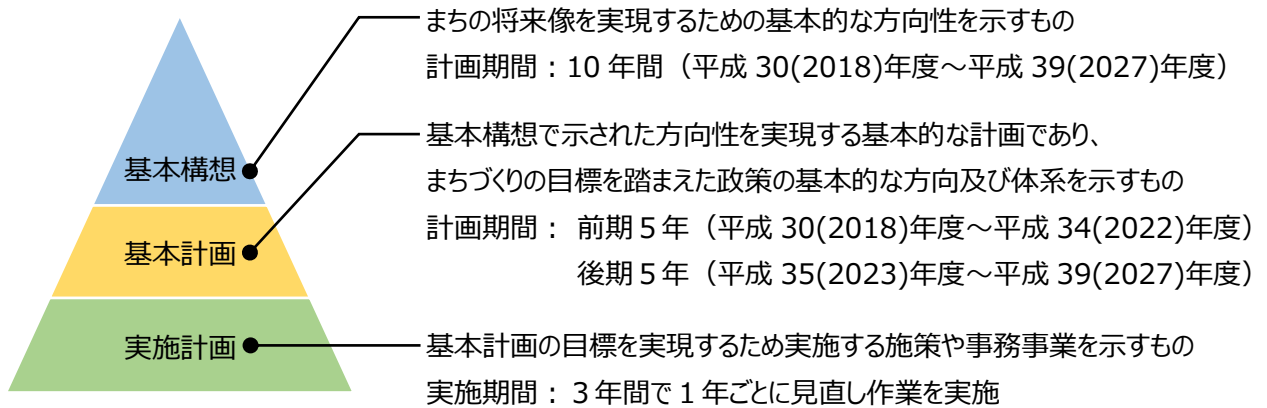
基本計画で定められた政策に基づき、実施する施策や事務事業を単年度ごとに定めます。

計画期間は、3か年度とし、毎年度見直しを行うローリング方式¹により策定します。また、効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、実施計画は毎年必要性や有効性などをPDCAサイクル²で点検していきます。

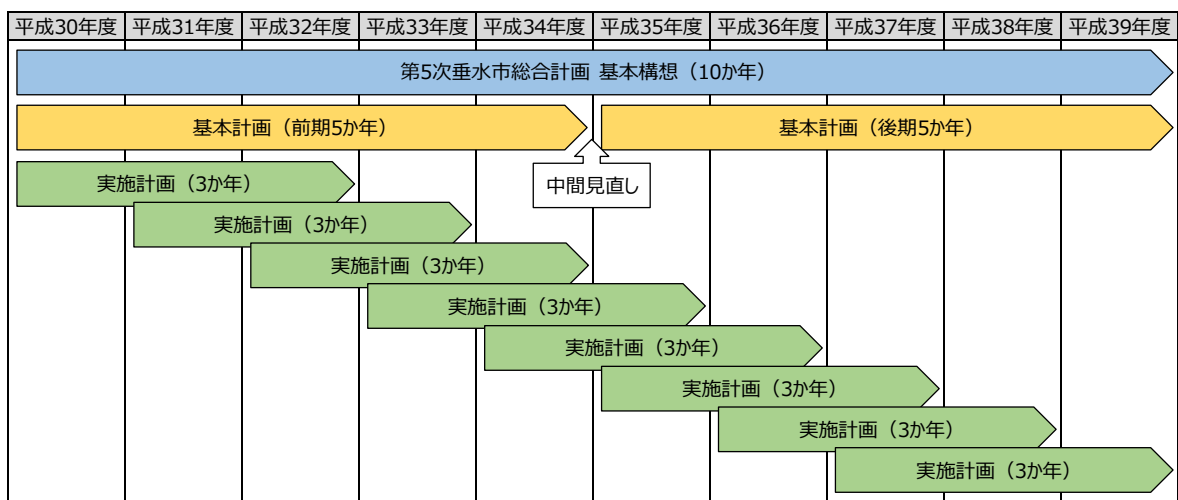
¹ ローリング方式 実施計画は3か年度の計画としますが、社会・経済の変化等に柔軟に対応できるよう、毎年度見直しを行う計画策定の方式のこと。

² PDCA サイクル Plan-Do-Check-Action の略称。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを普段のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Do として効果的な実施計画の策定・実施、Check として実施計画の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや実施計画の見直しを行うこと。

[計画構成イメージ]



[計画期間イメージ]



第3章 社会経済環境の変化（時代の潮流）

1 人口減少と少子・高齢化の進行

日本の総人口について、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が試算した「日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計）」をみると、平成27（2015）年に1億2,709万人であった総人口は、平成47（2035）年には1億1,521万人、平成65（2053）年には1億人を下回ると推計されています。一方、高齢化が進行し、人口に占める65歳以上の割合は平成27（2015）年には26.6%、平成52（2040）年には35%を超え、3人に1人が高齢者となると見込まれています。

(1) 地域を支える担い手の減少

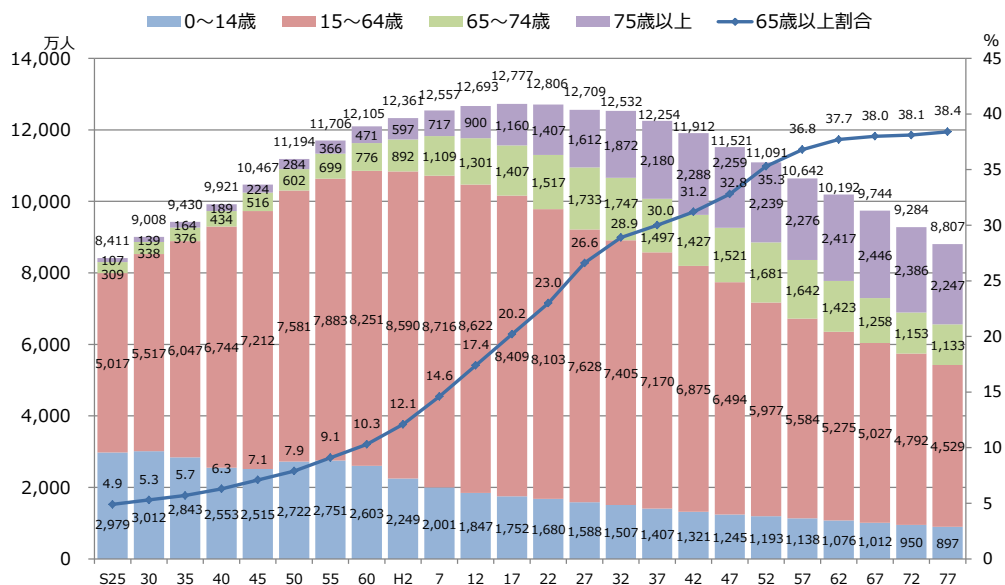
人口問題の中心となる少子化・高齢化については、団塊の世代が高齢期を迎えたことや平均寿命の延伸などにより、高齢者人口は急速に増加する一方で、晩婚化・晩産化や合計特殊出生率の低迷などにより、少子化も急速に進行しています。

こうした人口減少や少子化・高齢化の進行により、消費の縮小や労働力の減少、社会保障費の増加など多方面に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

とりわけ、地域の担い手が高齢化し減少することで、地域のコミュニティ機能が低下し、まち全体の活力が失われていくことが大きな課題となっています。

少子化の更なる進行を抑制するため、保育、教育環境の向上など子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備し、子育て世代等の移住・定住を促進していくことが求められています。

〔日本の総人口と高齢化の推移〕



資料：平成27（2015）年までは総務省「国勢調査」、平成32（2020）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計）」

(2) 超高齢社会への対応

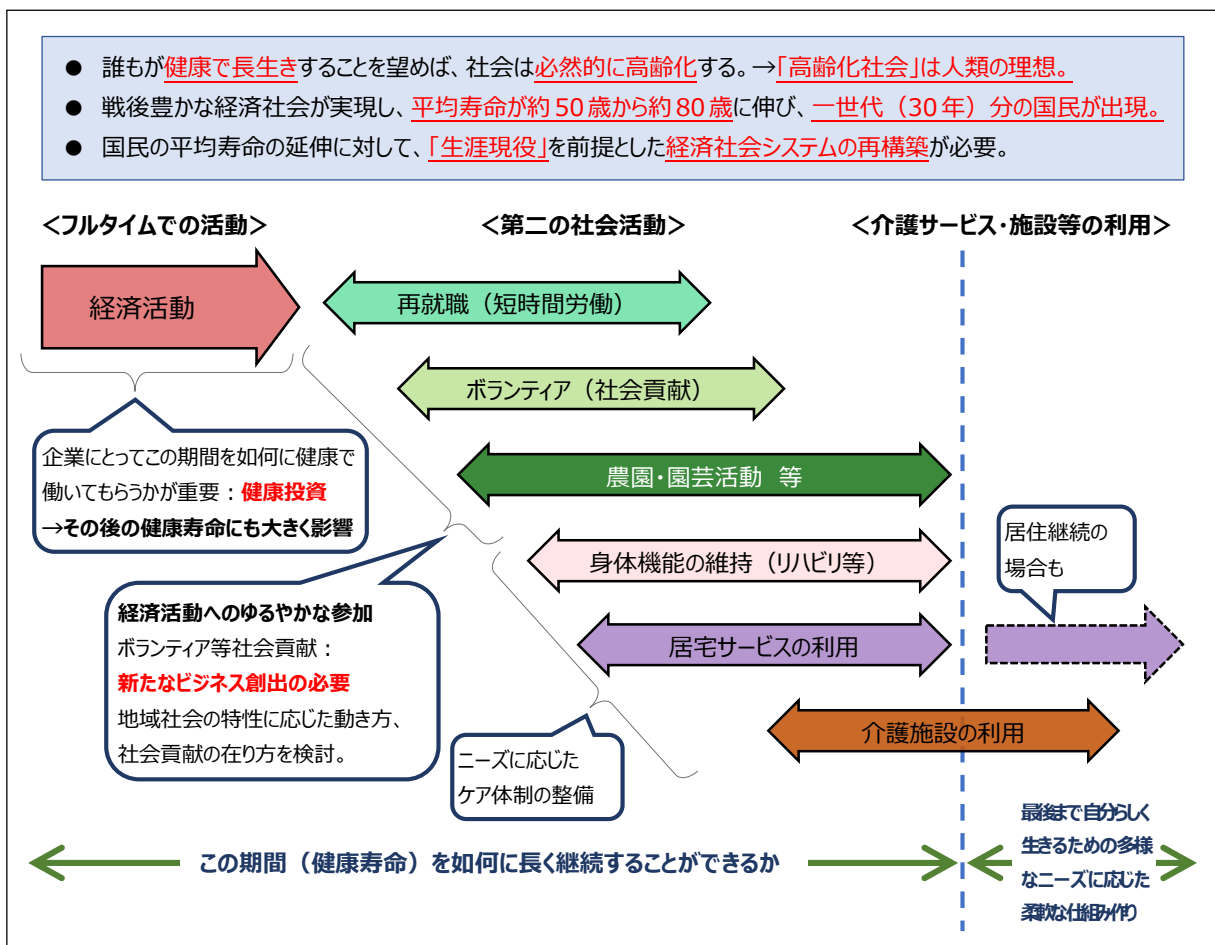
急速な高齢化に対応する社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化を同時に達成するため、社会保障制度の改革と消費税の引き上げが一体的に進められています。

医療及び介護については、平成 26 (2014) 年 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することとされました。

この地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の強化とあわせ、高齢社会における社会経済活動を維持していくためにも、これまで培ってきた豊富な経験や知識をもつ高齢者が活躍できる場を広げていくことが必要です。

高齢者が活躍するためには健康寿命をいかに長く維持することができるかが重要なポイントであり、そのためには「生涯現役」を前提とした新たな経済社会システムの再構築が必要となっています。

[超高齢社会の目指すべき姿]



資料：九州経済産業局資料「地域におけるヘルスケアビジネスの創出に向けて」

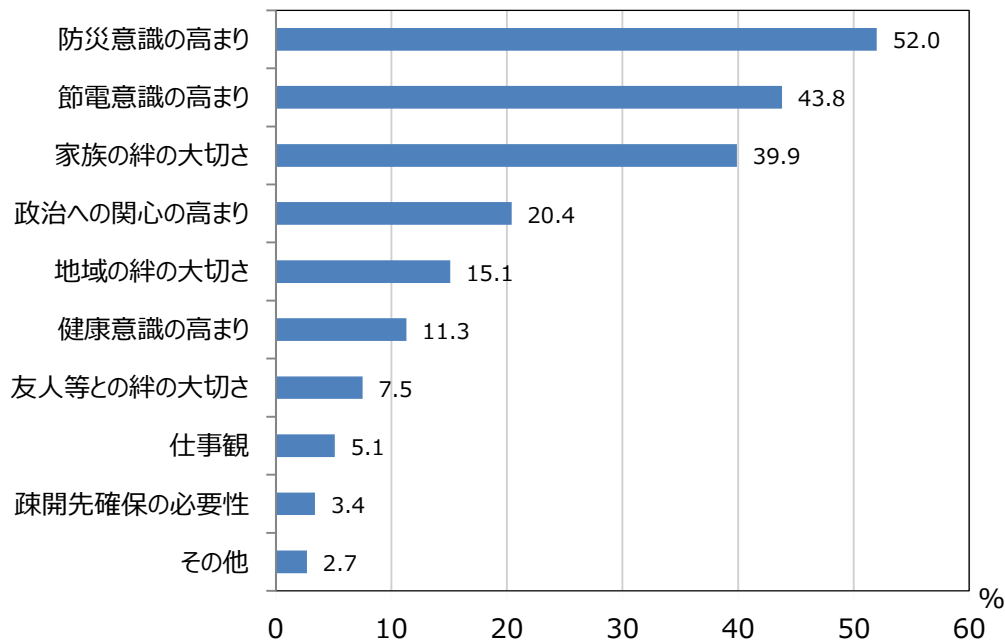
2 安全・安心に対する意識の高まり

国土交通省が平成24（2012）年1月末から2月にかけて実施した国民意識調査において、「東日本大震災後の考え方の変化」について聞いたところ、「防災意識の高まり」（52.0%）が最も多く、次いで「節電意識の高まり」（43.8%）、「家族の絆の大切さ」（39.9%）などとなっています。

近年、東日本大震災をはじめ、日本各地で地震や台風、これまでの想定を超える短時間での豪雨など大規模な自然災害が頻発しています。また、自然災害だけでなく、振り込め詐欺、食の安全性の問題や新型インフルエンザなどの感染症なども市民生活の脅威となっており、人々の安全・安心に対する意識が高まってきています。

危機管理体制の強化、地域の防犯力を高める取組の推進、市民に対する適切な情報提供など、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりに向けた取組を進めていくことが求められています。

[東日本大震災後の考え方の変化]



資料：国土交通省「国民意識調査」（平成24（2012）年）

3 深刻化する地球環境問題への対応

世界のエネルギー消費量（一次エネルギー）の動向をエネルギー源別にみると、石油については、発電用等では他のエネルギー源への転換も進みつつありますが、依然としてエネルギー消費全体で最も大きなシェア（平成25（2013）年時点で31.4%）を占めています。

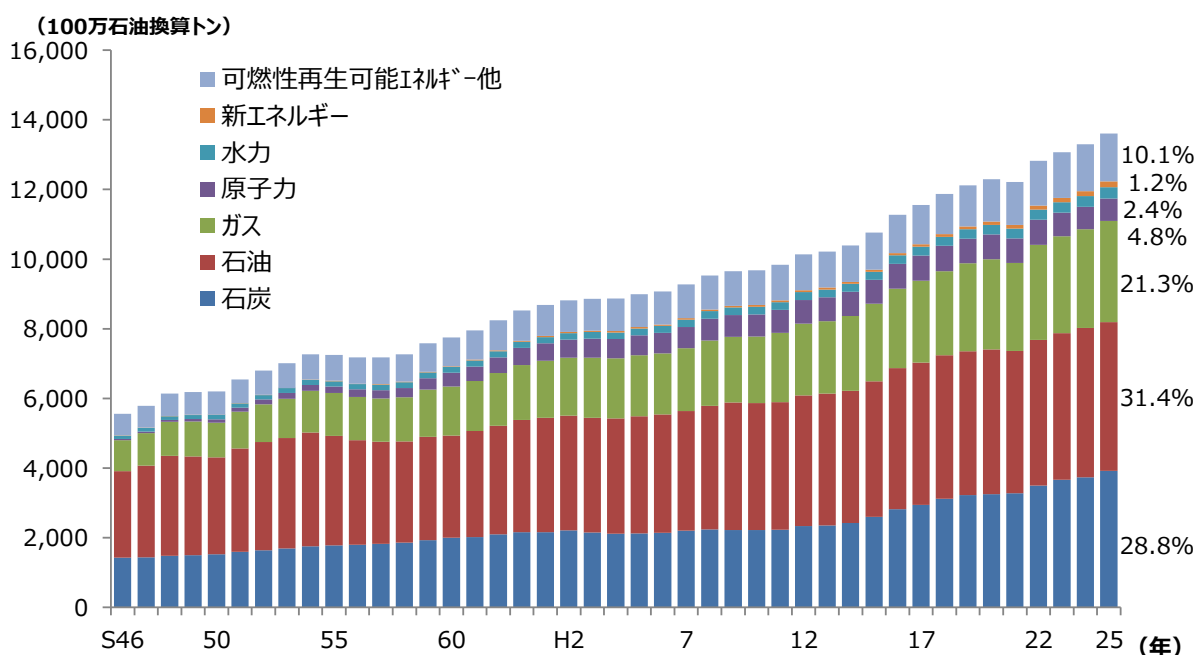
しかし、平成27（2015）年12月に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）において採択されたパリ協定を踏まえ、我が国では平成42（2030）年までに平成25（2013）年比で26%の温室効果ガスを削減する目標を国連に提出しています。今後、同協定の実施により、各国の排出削減に向けた取組が進み、石油・石炭を始めとした化石燃料の消費に変化が起る可能性があります。

一方、下記グラフに示す期間で伸び率が大きかった原子力（年平均7.5%）と新エネルギー（同8.8%）については、平成25（2013）年時点のシェアはそれぞれ4.8%、1.2%と、エネルギー消費全体に占める比率は未だ大きくはありませんが、近年は太陽光発電を中心に発電コストが低下しており、今後新エネルギーの比率は拡大していくことが予想されています。

また、福島第一原子力発電所の事故は、日本のエネルギー政策を見直すきっかけとなり、再生可能エネルギーに対する注目度はますます高まっています。

自然環境の保全、ごみの減量化・資源化、省エネルギーや再生可能エネルギーへの転換など環境に配慮した循環型社会の構築に向けた取組を進めていくことが求められています。

[世界のエネルギー消費量の推移（エネルギー源別）]



資料：経済産業省「エネルギー白書 2016」

4 情報通信技術の飛躍的進歩

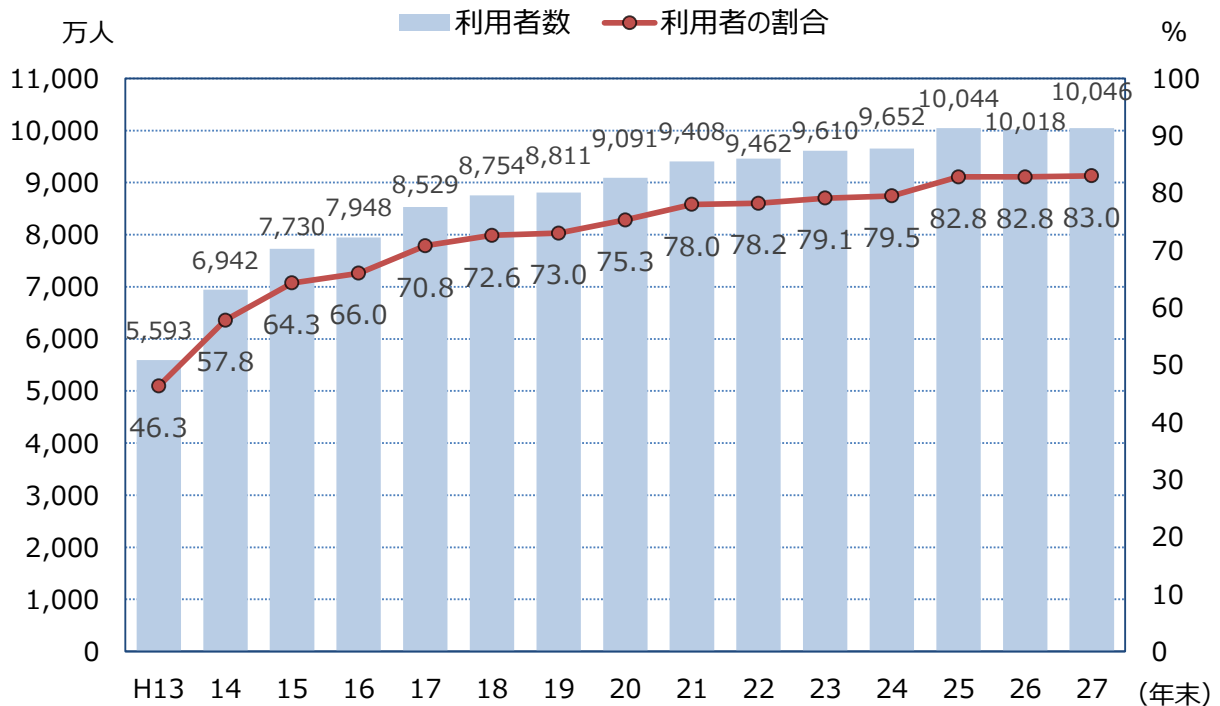
平成 27（2015）年通信利用動向調査（総務省）結果からインターネットの利用者数及び利用者の割合をみると、平成 27（2015）年の1年間にインターネットを利用したことがある人（推計）は1億46万人となり、我が国におけるインターネット利用者の割合は83.0%となっています。

インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及など情報通信技術（ICT）の進歩によって、情報伝達が時間と場所の制約を超えて行われるようになり、家庭や仕事など社会生活の様々な場面に大きな変化を与えています。その一方で、情報格差、不正アクセスやコンピューターウイルスによる情報漏えい、ネット依存などの問題も発生しています。

情報セキュリティの強化や情報格差の解消に対応しながら、情報通信技術（ICT）を貴重な社会基盤として認識し、市民の利便性の向上や行政の一層の効率化に向けて積極的に活用することが求められています。

なお、平成 28（2016）年版情報通信白書では、情報通信技術（ICT）が経済成長にどのように貢献するのか、供給面、需要面について8つの経路に類型化し分析した結果、IoT・ビッグデータ（BD）・人工知能（AI）等のICTの進展により日本の経済成長は加速し、平成 32（2020）年度時点で実質 GDP を約 33.1 兆円押し上げる効果があると試算しています。また、人工知能（AI）の導入で想定される雇用面への影響を分析し、「雇用の一部代替」、「雇用の補完」、「産業競争力への直結による雇用の維持・拡大」、「女性・高齢者等の就労環境の改善」等に関するプラスの効果を描いています。

[インターネットの利用者数及び利用者の割合の推移（個人）]



資料：総務省「平成 27 年通信利用動向調査」

5 訪日外国人旅行者の急激な増加

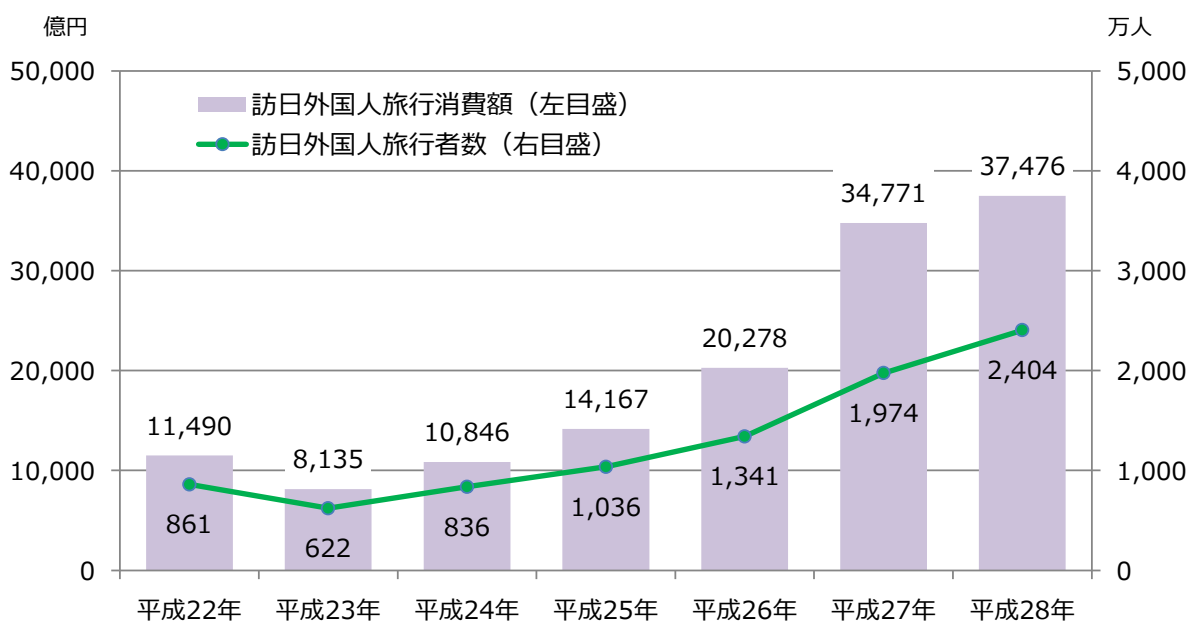
平成 28 (2016) 年に日本を訪れた外国人旅行者数は前年比 21.8%増の 2,403 万 9 千人となり、日本政府観光局 (JNTO) が統計を取り始めた昭和 39 (1964) 年以降最多となっています。この主な要因としては、クルーズ船寄港数の増加や日本と海外を結ぶ航空路線の拡充、これまでの継続的な訪日旅行プロモーションに加え、ビザの緩和、消費税免税制度の拡充等が考えられます。

鹿児島県においても国際線の相次ぐ就航などに伴い、平成 27 (2015) 年まで増加の一途を辿っています。平成 28 (2016) 年に入り、4 月の熊本地震後、一時的に落ち込みましたが、香港 LCC の就航もあり夏には持ち直しがみられています。

一方、平成 28 (2016) 年に入り、旅行者数の拡大が続く中で外国人旅行者の一人当たりの消費は振るわない状況にあります。円高や中国の高額品に対する関税引き上げによる「爆買い」に陰りが見え、平成 28 (2016) 年 7 から 9 月の訪日外国人旅行消費額は 4 年 9 カ月ぶりに前年同期比マイナスに転じています。訪日外国人の旅行目的が買い物から日本の文化に触れる体験型観光にシフトしているとの見方もあります。モノから体験への消費の変化は本県を含む地方にとって追い風になると考えられます。

政府は平成 30 (2020) 年に年間 4,000 万人の訪日外国人旅行者数を目指しています。訪日ブームを持続するためには、何度も日本を訪れるリピーターづくりや広域観光を推進するとともに、観光資源の磨き上げやインフラ整備の促進など受入体制の強化が求められています。

[訪日外国人旅行者数と消費額の推移]



資料：日本政府観光局 (JNTO) 「訪日外客数」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」

6 多様かつ柔軟な働き方改革の推進

平成28（2016）年9月、政府による働き方改革実現会議がスタートしました。少子高齢化で労働人口が減少し、また正規と非正規の労働者の格差や長時間労働による過労死などが社会問題化するなど日本の労働環境は様々な問題を抱え、変革の必要性に迫られています。こうした問題に対し同一労働同一賃金や非正規雇用の処遇改善、テレワークや副業・兼業といった柔軟な働き方、子育てや介護との両立など様々なテーマがこの会議で議論されています。

アベノミクス第三の矢、構造改革の柱となる働き方改革はワーク・ライフ・バランスを改善し、労働者の待遇を向上させるだけでなく労働生産性を高めることで企業の成長にもつなげることがポイントとなっています。日本のワーク・ライフ・バランスはOECD諸国の中では最低水準にあるため、他国の好事例を参考に柔軟な働き方の推進のための制度や賃金格差の是正に関する法案の検討などが進められる見込みとなっています。

但し、地域社会での女性活躍、医療・介護現場での慢性的な人手不足など政府の政策だけでは解決できないことが多いことも現実です。国だけでなく企業・労働者など社会全体での取組・意識の変革が必要となっています。

今後、働き方改革が進むことで労働環境が大きく変わる可能性があることに加え、終身雇用や年功序列型の賃金体系といった日本の企業文化やライフスタイルも変わっていく可能性があります。

[多様かつ柔軟な働き方のイメージ]

現在の働き方	雇用関係による働き方	1社就業	オフィス勤務
多様かつ柔軟な働き方	雇用関係によらない働き方	兼業・副業	テレワーク
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の自由度・非拘束度が高くやりがいを感じやすい ・得意な分野で能力を発揮しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の視野の拡大や能力開発につながる ・社外から有益な情報やネットワークの持ち込みが期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護や子育てなどで通勤が困難でも仕事ができる ・出張時でも職場に戻らず仕事ができる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・収入が安定しない ・福利厚生が受けられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・疲労による業務効率低下の懸念 ・社内情報漏洩のリスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の管理等が困難 ・情報セキュリティに関するリスク

資料：経済産業省「「雇用関係によらない働き方」について（現状と課題）」

経済産業省「第1回兼業・副業を通じた創業・新事業創出に関する研究会説明資料」

一般社団法人日本テレワーク協会 HP

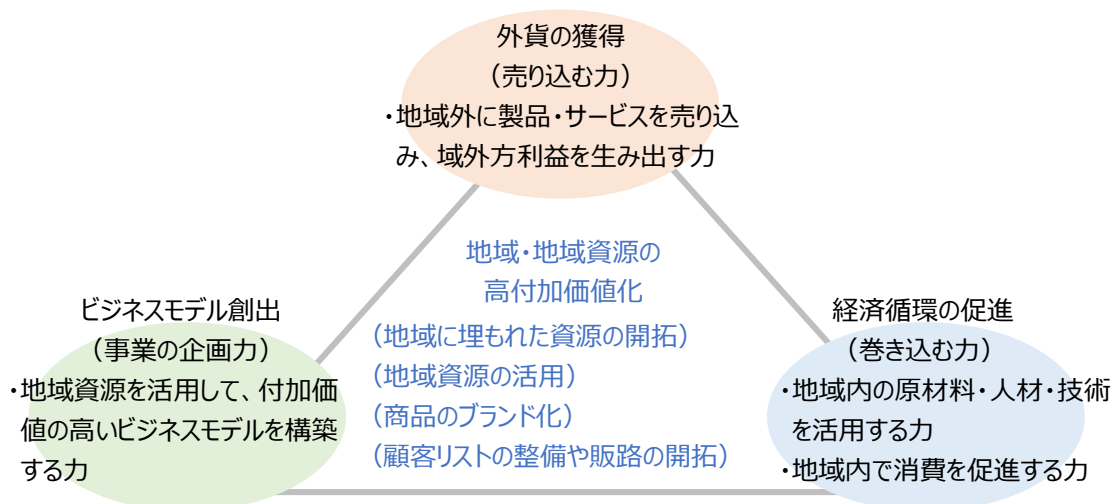
7 農林漁業の6次産業化の展開

平成 28 (2016) 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 改訂 2016」では「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化」、平成 29 (2017) 年 6 月閣議決定された「未来投資戦略 2017」では「攻めの農林水産業の展開 バリューチェーン全体での付加価値の向上」として農林漁業の 6 次産業化¹が進められています。平成 29 (2017) 年 6 月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」においても、平成 32 (2020) 年までに 6 次産業の市場規模を 10 兆円にまで増加させるという目標が掲げられ、これまでの取組を加速化させる施策を展開するとしています。

農林水産省では「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、農林水産物の輸出促進や若者を中心とする人材力の強化、経済界の人材・ノウハウを活用した経営力の向上等を推進するとともに、競争力強化のための基盤整備や農山漁村の活性化と多面的機能の維持・発揮のための取組が行われています。農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組や、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進するとして、平成 28 (2016) 年度に「農産漁村振興交付金」が新設されました。農山漁村の活性化には地域資源を活用した「6 次産業化」や地域ブランドの創出が重要ですが、魅力ある地域資源の存在や価値を十分に生かしきれていなかったり、地域外及び広域市場での新たな需要（地域ファン）の獲得につながっていない状況があります。

このため、地域資源の新たな価値の創出やその価値の発信を行う「地域商社」としての機能を有する組織の立ち上げや活動初期の支援が求められています。

[6 次産業化を進める域内地域商社の 3 機能と想定される役割]



資料：株式会社日本政策投資銀行「域内商社機能強化による産業活性化調査」、農林水産省「平成 28 年 1 月地方創生に向けた農林水産分野における先駆的な取組事例集」より作成

¹農林漁業の 6 次産業化 一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。

第4章 次代へ引き継ぐ「垂水らしさ」 次代へつくる「垂水らしさ」

1 垂水市の現況

(1) 垂水市とは

明治 22 (1889) 年市町村制に基づき、垂水村・牛根村・新城村が発足しました。大正 13 (1924) 年町制施行により垂水村が垂水町となり、昭和 30 (1897) 年昭和の大合併により、垂水町が新城村・牛根村を編入しました。その後、昭和 33 (1958) 年市制施行により現在の垂水市となっています。

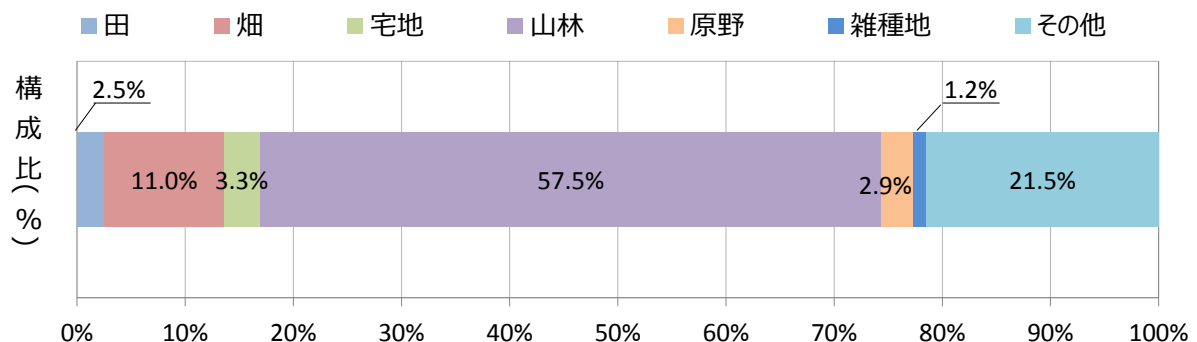
本市の名称は、垂水城（元垂水）の崖下に、岩の間から清水が滴々と垂れて溜水があり、この辺一帯の唯一の飲料水であったことから有名となり、この地名が起こったといわれています。

(2) 地勢

本市は、大隅半島の北西部、鹿児島湾に面するほぼ中央に位置し、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上陸上交通の要衝です。北に霧島市、西に桜島、東は高隈連山を境として鹿屋市に接しています。

面積は、約 162.12 平方キロメートルで 37 キロメートル及ぶ海岸線を有しています。地目別面積では、市の面積の 77% を森林が占め、宅地割合はわずか 3% となっています。

[地目別面積]



区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	16,212.0	413.1	1,788.3	538.2	9,322.3	469.5	201.3	3,479.3
構成比 (%)	100.0	2.5	11.0	3.3	57.5	2.9	1.2	21.5

資料：垂水市税務課

[県内位置図]



[主な観光地]



(3) 気候

垂水市の気候は、平均気温が21度（平成24（2012）年～平成28（2016）年平均）、年間200日以上が晴れの天気になるなど、温暖で暮らしやすい気候となっています。

桜島における火山活動レベルは平成29（2017）年8月現在レベル3（入山規制）となっていますが、桜島降灰量は平成27（2015）年を最後に、1平方メートルあたり1,000gを下回っています。

[気象現況]

年次	気温(℃)			降雨量 (mm)	平均湿度 (%)	風速(m/s)		天候日数		
	平均	最高	最低			平均	最大	晴	曇	雨
平成24年	21.4	33.0	9.0	2,167.0	58.3	2.9	13.0	194	121	51
平成25年	21.5	35.0	8.0	2,283.0	56.8	3.1	11.0	229	89	47
平成26年	21.1	33.0	7.0	2,740.0	59.4	3.3	15.0	164	99	102
平成27年	22.1	37.0	6.0	3,372.0	63.4	2.8	34.2	193	117	55
平成28年	20.5	35.0	2.0	3,129.0	65.8	2.9	12.0	206	105	55

資料：垂水市消防本部

[観測地点別降灰量の推移]

単位：g/m

年	垂水市				
	二川	牛根麓	海潟	市役所	柁原
平成22年	5,199	6,927	11,992	3,348	2,422
平成23年	3,389	6,165	9,887	4,063	3,385
平成24年	5,390	6,657	13,234	4,820	3,495
平成25年	8,520	6,932	11,962	4,148	2,899
平成26年	2,870	7,138	4,601	2,141	1,767
平成27年	5,175	5,928	8,358	2,665	1,749
平成28年	794	877	972	268	293

資料：垂水市土木課

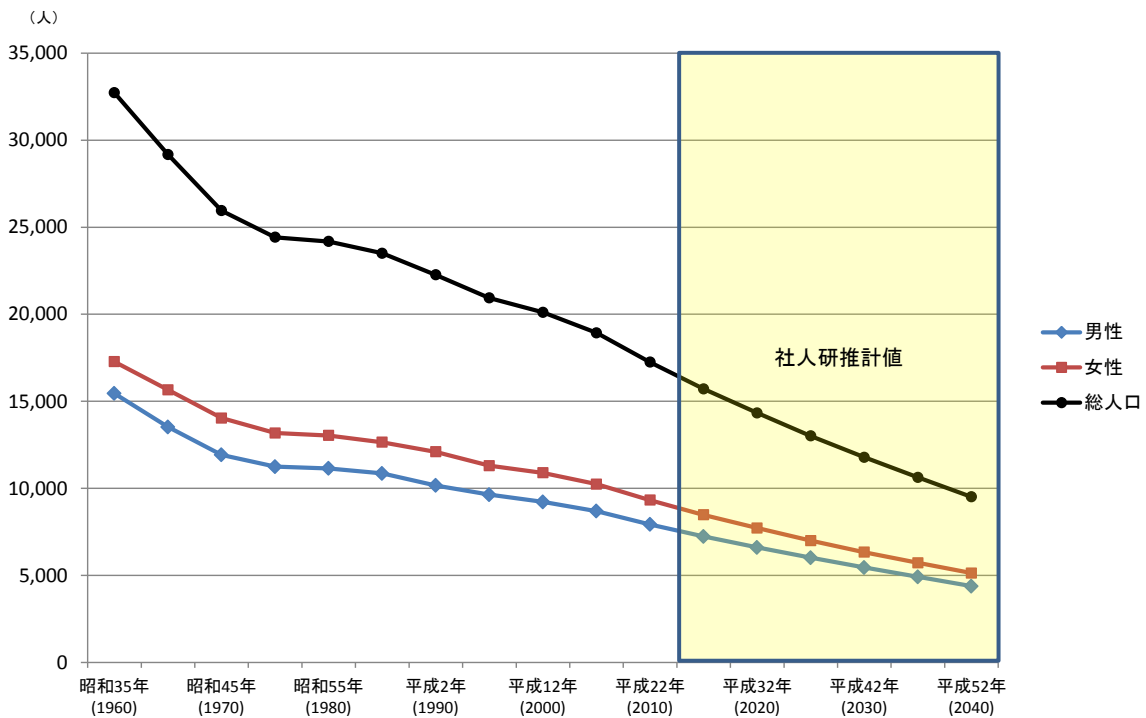
(4) 人口動向

本市の総人口は昭和35(1960)年に32,721人でしたが、平成22(2010)年には17,248人まで減少しており、ほぼ半減(47.3%減少)しています。

また、社人研の推計値によると、平成27(2015)年以降、引き続き減少することが予想されており、平成52(2040)年には9,508人と1万人を割ると推計されています。

一方、国勢調査を確定値として算出している毎月人口統計によると、平成29(2017)年6月1日現在の人口は、14,822人(男性6,845人、女性7,977人)となっています。

【人口の推移と将来推計】



単位: 人

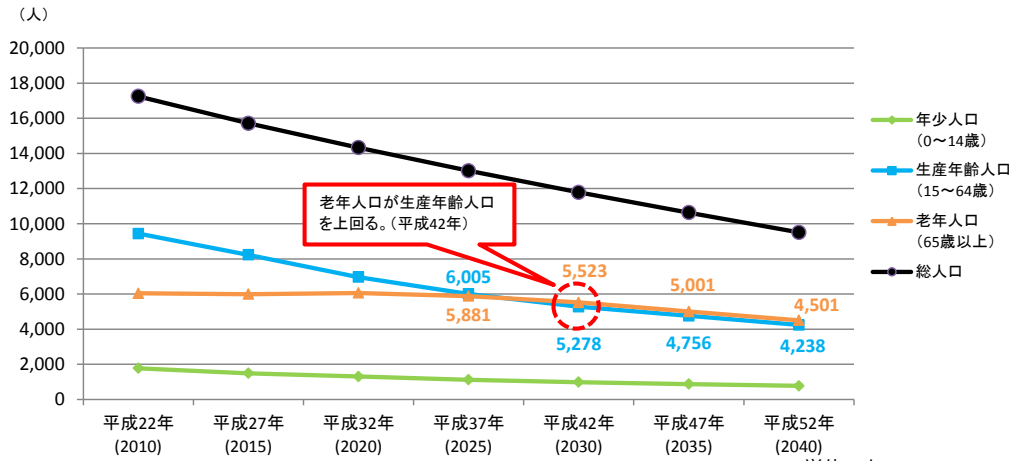
	昭和35年 (1960)	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)
男性	15,451	13,521	11,919	11,247	11,146	10,858	10,167	9,632	9,216
女性	17,270	15,654	14,033	13,175	13,033	12,646	12,097	11,301	10,891
総人口	32,721	29,175	25,952	24,422	24,179	23,504	22,264	20,933	20,107

	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
男性	8,692	7,926	7,233	6,607	6,015	5,453	4,911	4,379
女性	10,236	9,322	8,478	7,719	6,993	6,327	5,717	5,129
総人口	18,928	17,248	15,711	14,327	13,009	11,780	10,628	9,508

資料: 「垂水市人口ビジョン」より。平成22(2010)年までは総務省「国勢調査」、平成27(2015)年以降は、社人研による推計値。以降、同様。

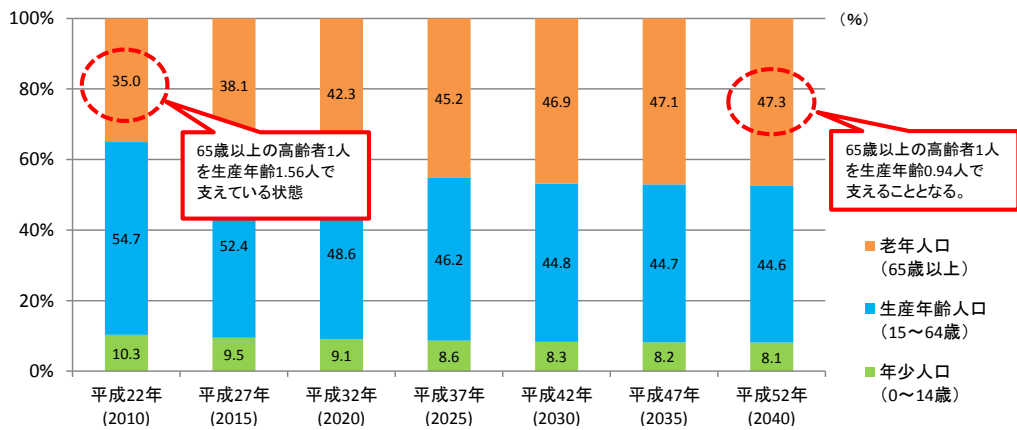
本市の年齢3区別の人口は、社人研の推計値によると、平成42(2030)年には老年人口が生産年齢人口を上回り、その後、老年人口及び生産年齢人口ともに微減傾向となりますが、平成32(2020)年には、生産年齢人口(15~64歳)の割合が48.6%と市全体の50%を下回ると見込まれています。こうした傾向は、社人研の推計期間の平成52(2040)年まで続くものと予想され、平成52(2040)年には、市全体の44.6%が生産年齢人口(15~64歳)、47.3%が老年人口(65歳以上)という構成になり、生産年齢人口0.94人で1人の高齢者を支えることとなります。

[将来推計における年齢3区別人口の推移]



	平成22年(2010)	平成27年(2015)	平成32年(2020)	平成37年(2025)	平成42年(2030)	平成47年(2035)	平成52年(2040)
年少人口(0~14歳)	1,773	1,490	1,305	1,123	983	872	769
生産年齢人口(15~64歳)	9,434	8,228	6,963	6,005	5,278	4,756	4,238
老年人口(65歳以上)	6,041	5,994	6,060	5,881	5,523	5,001	4,501
総人口	17,248	15,712	14,328	13,009	11,784	10,629	9,508

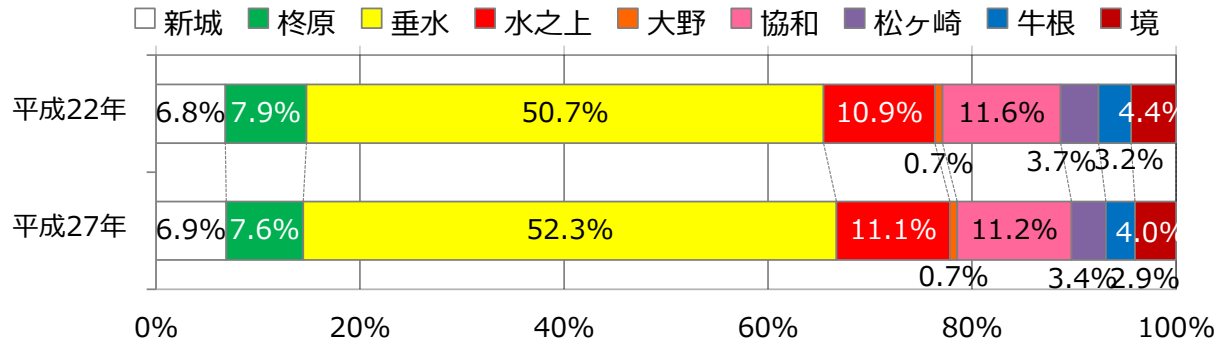
[将来推計における年齢3区別人口割合の推移]



	平成22年(2010)	平成27年(2015)	平成32年(2020)	平成37年(2025)	平成42年(2030)	平成47年(2035)	平成52年(2040)
年少人口(0~14歳)	10.3	9.5	9.1	8.6	8.3	8.2	8.1
生産年齢人口(15~64歳)	54.7	52.4	48.6	46.2	44.8	44.7	44.6
老年人口(65歳以上)	35.0	38.1	42.3	45.2	46.9	47.1	47.3

[地域別人口]

	計	新城	柁原	垂水	水之上	大野	協和	松ヶ崎	牛根	境
平成22年	17,248 100.0%	1,174 6.8%	1,370 7.9%	8,744 50.7%	1,882 10.9%	129 0.7%	2,000 11.6%	638 3.7%	552 3.2%	759 4.4%
平成27年	15,520 100.0%	1,068 6.9%	1,172 7.6%	8,113 52.3%	1,728 11.1%	109 0.7%	1,738 11.2%	524 3.4%	445 2.9%	623 4.0%



[地区別の地図]



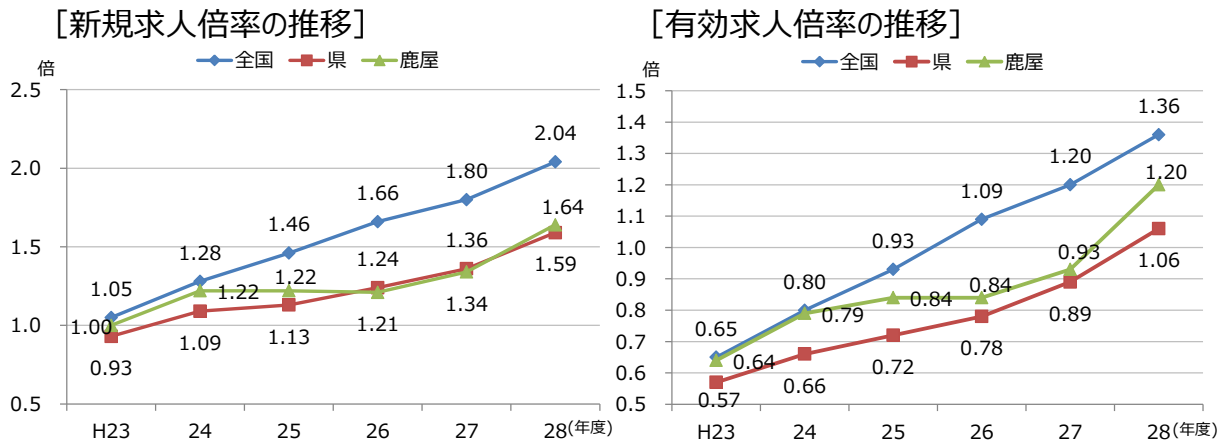
(5) 雇用動向

① 求人倍率の推移

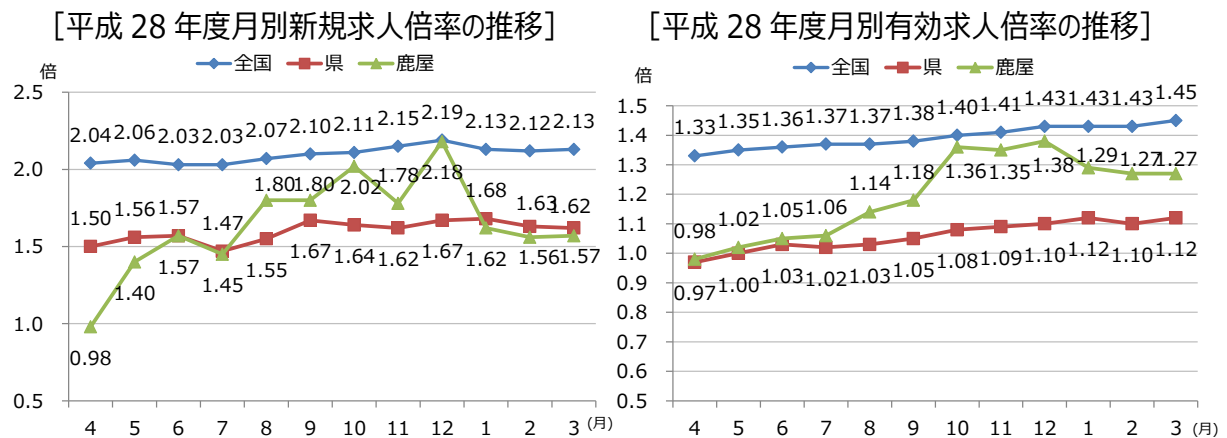
本市を管轄する鹿屋職業安定所管内の雇用情勢についてみると、平成28（2016）年度の新規求人倍率は1.64倍、有効求人倍率は1.20倍となっており、ともに全国は下回っているものの県全体とはほぼ同水準にあります。

過去5年間の推移をみると、新規求人倍率、有効求人倍率ともに増加傾向にあります。

平成28（2016）年度の状況をみると、新規求人倍率、有効求人倍率ともに4月こそ1.0倍を下回っていましたが、5月以降は1.0倍を超えており、特に10月と12月の新規求人倍率は2.0倍を超え、求人が求職を上回る状況が続いています。



資料：鹿児島労働局「労働市場月報かごしま」以下、同様。

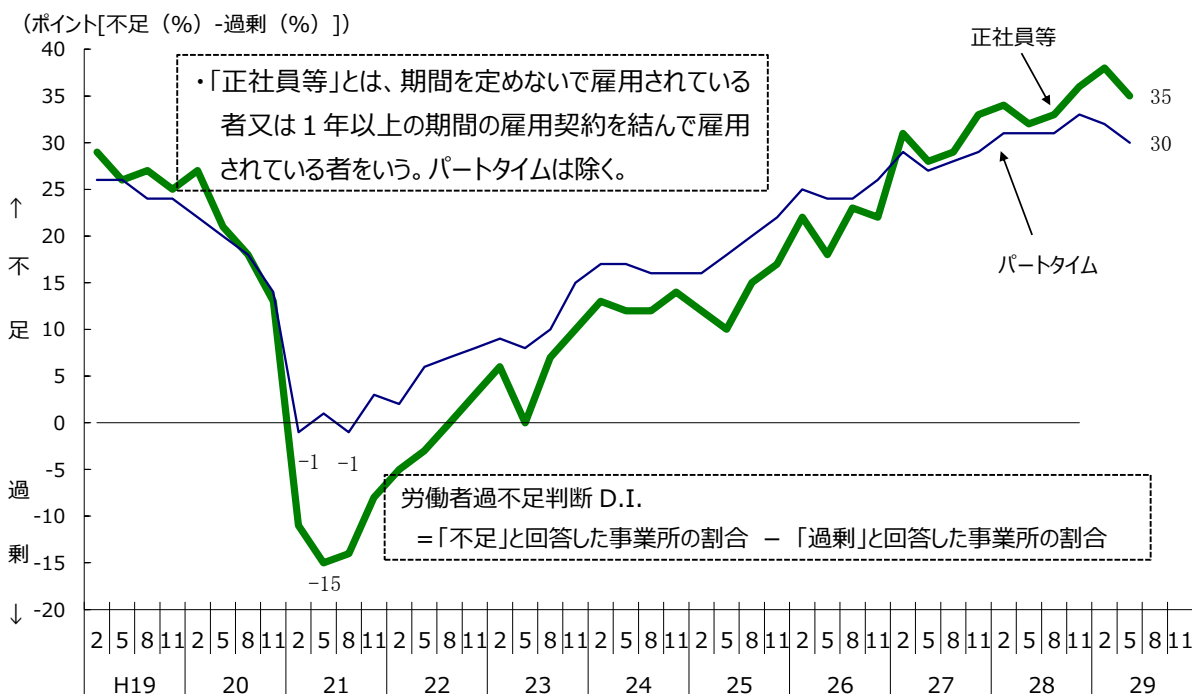


② 雇用形態別労働者の過不足感の推移

労働経済動向調査（厚生労働省）の平成 29（2017）5月1日現在の正社員等労働者過不足判断 D.I. をみると、調査産業計で 35 ポイントと 24 期連続して不足超過となっています。全ての産業で不足超過となっており、特に「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」で人手不足を感じている事業所が多くなっています。

また、同調査によるパートタイム労働者過不足判断 D.I. をみると、調査産業計で 30 ポイントと 31 期連続して不足超過となっています。全ての産業で不足超過となっており、特に「宿泊業、飲食サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」で人手不足を感じている事業所が多くなっています。

[雇用形態別労働者過不足判断 D.I.の推移]



資料：厚生労働省「労働経済動向調査」以下、同様。

[産業別労働者過不足判断 D.I.（平成 29（2017）年 2 月調査）]

○正社員等

単位：%、ポイント

調査産業計	不足	過剰	D.I.
建設業	42	3	39
製造業	38	4	34
情報通信業	34	3	31
運輸業、郵便業	48	1	47
卸売業、小売業	22	3	19
金融業、保険業	13	1	12
不動産業、物品賃貸業	37	2	35
学術研究、専門・技術サービス業	39	1	38
宿泊業、飲食サービス業	34	4	30
生活関連サービス業、娯楽業	30	1	29
医療、福祉	50	5	45
サービス業（他に分類されないもの）	44	3	41

○パートタイム

単位：%、ポイント

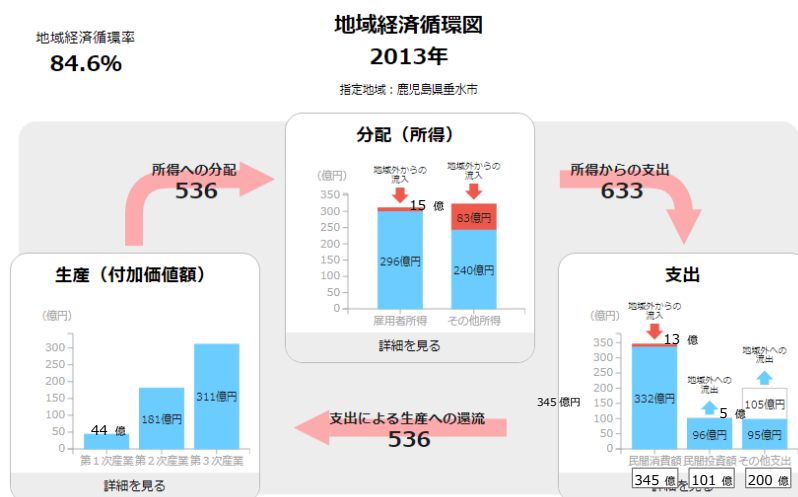
調査産業計	不足	過剰	D.I.
建設業	10	1	9
製造業	22	3	19
情報通信業	6	-	6
運輸業、郵便業	32	-	32
卸売業、小売業	45	1	44
金融業、保険業	6	1	5
不動産業、物品賃貸業	18	2	16
学術研究、専門・技術サービス業	7	1	6
宿泊業、飲食サービス業	62	-	62
生活関連サービス業、娯楽業	42	1	41
医療、福祉	30	2	28
サービス業（他に分類されないもの）	53	1	52

(6) 産業動向

平成 25 (2013) 年の垂水市では、地域内の生産で生み出された付加価値額 536 億円が所得に分配され、流出入の差引で 97 億円が地域外から流入し、633 億円が地域内の住民・企業等の所得となり、支出の段階では差引で 97 億円が地域外へ流出し、地域内での支出 536 億円が生産へ還流されています。

支出においては、住民の消費を示す「民間消費額」345 億円のうち 13 億円は地域外からの流入（市外からの来訪者が市内で購買する）となっていますが、企業の設備投資等を示す「民間投資額」や、政府支出、地域内産業の移輸出入収支額を示す「その他支出」は地域外への流出が見られています。地域内での 6 次産業化や農商工連携を推進し、市外への資金の流出を抑えるとともに高付加価値化を図り、稼ぐ力を高めていく取組が求められています。

[垂水市の地域経済循環図 平成 25 (2013) 年]



注：「地域経済分析システム(RESAS)」より。「地域経済循環率」とは、生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している（値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い）。「雇用者所得」とは、主に労働者が労働の対価として得る賃金や給料等をいう。「其他所得」は、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等雇用者所得以外の所得により構成される。「其他支出」は、政府支出、地域内産業の移輸出入収支額等により構成される。

本市の産業別 15 歳以上就業者構造は、平成 27 (2015) 年は第 1 次産業が 18.6%、第 2 次産業 23.1%、第 3 次産業 58.3%となっており、第 1 次産業の就業者は減少傾向にあります。

[産業別 15 歳以上就業者数・割合の推移]

(単位：人)

産 業	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総 数	8,812 (100.0%)	8,323 (100.0%)	7,685 (100.0%)	7,040 (100.0%)
第一次産業	1,884 (21.4%)	1,761 (21.2%)	1,500 (19.5%)	1,308 (18.6%)
農業	1,248 (14.2%)	1,214 (14.6%)	1,041 (13.5%)	918 (13.0%)
漁業・水産養殖業	627 (7.1%)	537 (6.5%)	425 (5.5%)	365 (5.2%)
林業・狩猟業	9 (0.1%)	10 (0.1%)	34 (0.4%)	25 (0.4%)
第二次産業(建設業、製造業等)	2,455 (27.9%)	1,980 (23.8%)	1,719 (22.4%)	1,627 (23.1%)
第三次産業(小売業、サービス業等)	4,473 (50.8%)	4,536 (54.5%)	4,449 (57.9%)	4,103 (58.3%)
分類不能の産業	0 (0.0%)	46 (0.6%)	17 (0.2%)	2 (0.0%)

資料：総務省「国勢調査」

(7) 交通体系

本市の道路体系は、国道 220 号（延長 34.567km）を基幹道路として、県道 4 路線（延長 30.504km）、市道 369 路線（延長 221.749km）があります。（平成 28（2016）年 4 月 1 日現在）

なお、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ垂水港が整備され、大隅半島の海の玄関口として、非常に重要な役割を担っています。

また、霧島市方面や鹿屋市方面などと結ばれている路線バスがあるほか、市内の大野地区及び水之上地区については、コミュニティバスが運行していましたが、住民の利便性の向上と事業の効率化を図るため、コミュニティバスに替わる新たな交通手段として、平成 21（2009）年 12 月より事前予約型乗合タクシーを導入しています。さらに交通空白地域であった市木地区を追加工、地域住民の唯一の交通機関として定着しています。

[バス路線図]



[国道・県道]



(8) 第4次垂水市総合計画に基づく施策の評価・分析

① 市民満足度調査に基づく施策の評価

第4次垂水市総合計画に掲げた基本目標および重点目標を実現するために位置付けた27の政策目標と1つの重点プロジェクトについて、市民を対象にアンケート調査を実施し、その達成度や10年間の取組について評価しました。

1) 市民満足度調査の分析方法

それぞれの政策について「重要度」及び「満足度」を調査し、市民のニーズがどこにあるのかを見極め、今後の市政展開の参考とすることを目的に実施しました。

調査では重要度と満足度を5段階評価により点数化し、全回答者の平均点を求めています。数値が大きければ、重要度、満足度は高く、小さければ重要度、満足度は低くなります。

2) 調査結果

■ 重要度について

「医療体制の充実」・「地域防災対策の推進」・「高齢者保健福祉の推進」などの重要度が高くなっています。

■ 満足度について

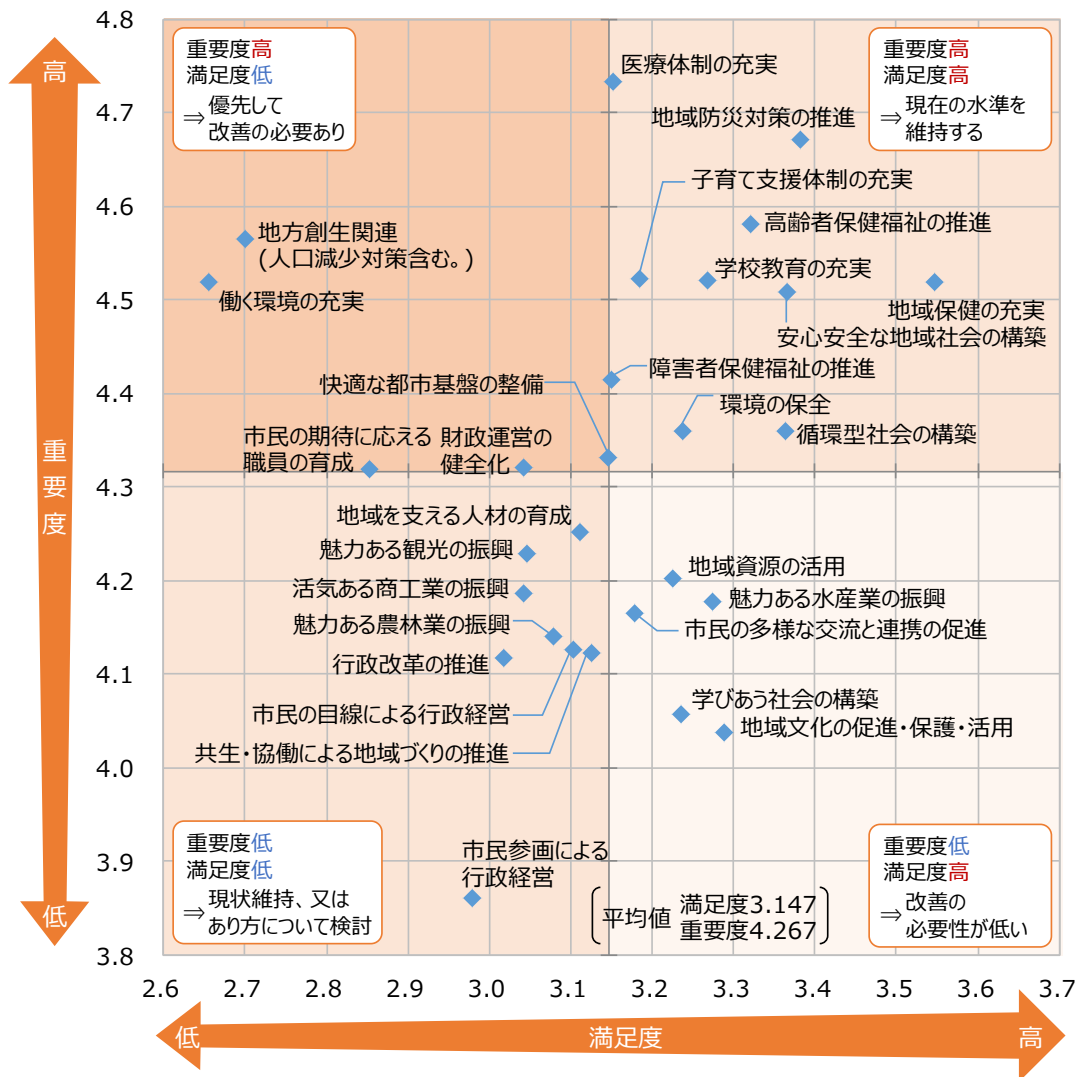
保健活動の強化による「地域保健の充実」や教育環境の充実による「学校教育の充実」について満足度が高くなっています。一方、「働く環境の充実」・「市民の期待に応える職員の育成」・「地方創生関連（人口減少対策含む。）」の満足度が低くなっています。

■ ニーズ値（重要度－満足度）について

重要度と満足度の差を数値化したものであり、差が大きいほど、重要度と満足度とのかい離があり、早急な改善や対策等を図る必要性を示しています。

平成28（2016）年の調査において、最もニーズ値が高いのは「医療体制の充実」、次いで「働く環境の充実」、「地方創生関連（人口減少対策含む。）」、「市民の期待に応える職員の育成」等の順となっています。

【施策の評価（重要度×満足度）】



注：各政策の重要度・満足度の値は5回の調査の平均値。ただし、「地方創生関連（人口減少対策含む）」は平成26（2014）年度より追加された項目であるため、2回の平均値。

【ニーズ値（重要度－満足度）】

順位	平成28年 ニーズ値	政策	順位	平成28年 ニーズ値	政策
1位	1.896	医療体制の充実	15位	1.137	魅力ある農林業の振興
2位	1.887	働く環境の充実	16位	1.130	安心安全な地域社会の構築
3位	1.832	地方創生関連(人口減少対策含む。)	17位	1.126	活気ある商工業の振興
4位	1.496	市民の期待に応える職員の育成	18位	1.079	行政改革の推進
5位	1.401	高齢者保健福祉の推進	19位	1.046	循環型社会の構築
6位	1.392	快適な都市基盤の整備	20位	1.031	地域保健の充実
7位	1.355	子育て支援体制の充実	21位	1.024	共生・協働による地域づくりの推進
8位	1.346	地域防災対策の推進	22位	1.003	地域資源の活用
9位	1.329	障害者保健福祉の推進	23位	0.961	市民の目線による行政経営
10位	1.266	財政運営の健全化	24位	0.955	市民の多様な交流と連携の促進
11位	1.236	魅力ある観光の振興	25位	0.875	魅力ある水産業の振興
12位	1.203	学校教育の充実	26位	0.870	市民参画による行政経営
13位	1.201	地域を支える人材の育成	27位	0.827	学びあう社会の構築
14位	1.177	環境の保全	28位	0.794	地域文化の促進・保護・活用

高
市民ニーズ
平均 1.210

② 将来目標人口

本市では、第4次総合計画の基本構想において将来目標人口を18,000人と設定し、人口定住対策や少子化に関する施策に取り組んできました。これに対し、平成27(2015)年国勢調査(確定値)は、15,520人と公表され、▲2,480人となりました。

■ 将来目標人口達成に向けた総合戦略での取組

将来目標人口達成のため、第4次総合計画の後期基本計画の重点プロジェクトに人口減少対策プロジェクトとして位置づけ取り組むとともに、平成27(2015)年10月に策定した垂水市総合戦略等においても、「ひと」と「しごと」の好循環を作り、その好循環を支える「まち」の活性化に向けた施策に取り組んでいます。

■ 垂水市人口ビジョンとの比較

垂水市人口ビジョンにおける平成27(2015)年推計人口と平成27(2015)年国勢調査人口を比較すると、人口ビジョンが15,712人、国勢調査(確定値)が15,520人で、その差は▲192人となっています。また、生産年齢人口の比較では、人口ビジョンが8,228人(52.4%)で、国勢調査が8,015人(51.6%)、その差は▲213人となっています。

一方で、年少人口の比較では、人口ビジョンが1,490人(9.5%)で、国勢調査が1,524人(9.8%)、推計値より34人増加しているという結果になりました。

この結果から、生産年齢人口は大きく減少していますが、年少人口は子育て支援策等の効果が表れていることが推測されます。

ただし、人口減少に対して即効性のある対策があるわけではなく、基本的な課題にしっかり向き合い、成果を徐々に上げていくことが重要となります。

[平成27年国勢調査と垂水市人口ビジョン(平成27年推計人口)との比較]

(単位：人、%)

	人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
H27国勢調査 (確定値) …①	15,520	1,524 (9.8)	8,015 (51.6)	5,981 (38.5)
垂水市人口ビジョン (推計値) …②	15,712	1,490 (9.5)	8,228 (52.4)	5,994 (38.1)
差(①-②)	▲192	34	▲213	▲13

注：()は割合 資料：総務省「国勢調査」、「垂水市人口ビジョン」

[将来推計における年齢3区分別人口割合の推移]

(単位：人、%)

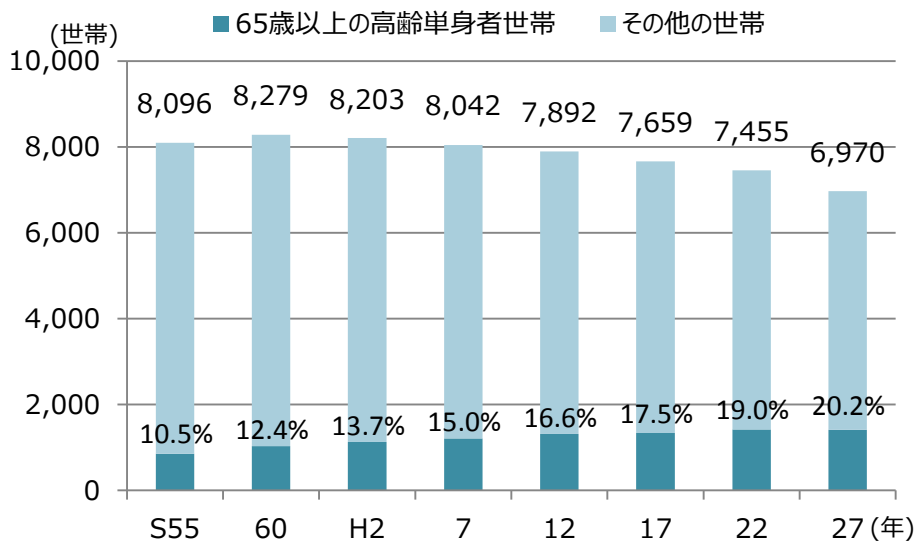
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
年少人口 (0～14歳)	1,773 (10.3)	1,490 (9.5)	1,305 (9.1)	1,123 (8.6)	983 (8.3)	872 (8.2)	769 (8.1)
生産年齢人口 (15～64歳)	9,434 (54.7)	8,228 (52.4)	6,963 (48.6)	6,005 (46.2)	5,278 (44.8)	4,756 (44.7)	4,238 (44.6)
老年人口 (65歳以上)	6,041 (35.0)	5,994 (38.1)	6,060 (42.3)	5,881 (45.2)	5,523 (46.9)	5,001 (47.1)	4,501 (47.3)
計	17,248 (100.0)	15,712 (100.0)	14,328 (100.0)	13,009 (100.0)	11,784 (100.0)	10,629 (100.0)	9,508 (100.0)

注：()は割合 資料：「垂水市人口ビジョン」

■ 世帯数の推移

本市における昭和55(1980)年～平成27(2015)年の世帯数の推移をみると、昭和60(1985)年の8,279世帯をピークに一貫して減少傾向にあり、平成27(2015)年は6,970世帯となっています。そのうち、高齢単身者世帯をみると、一貫して増加傾向にあり、平成27(2015)年は全世帯の20.2%(1,407世帯)となっています。

[垂水市における世帯数の推移]

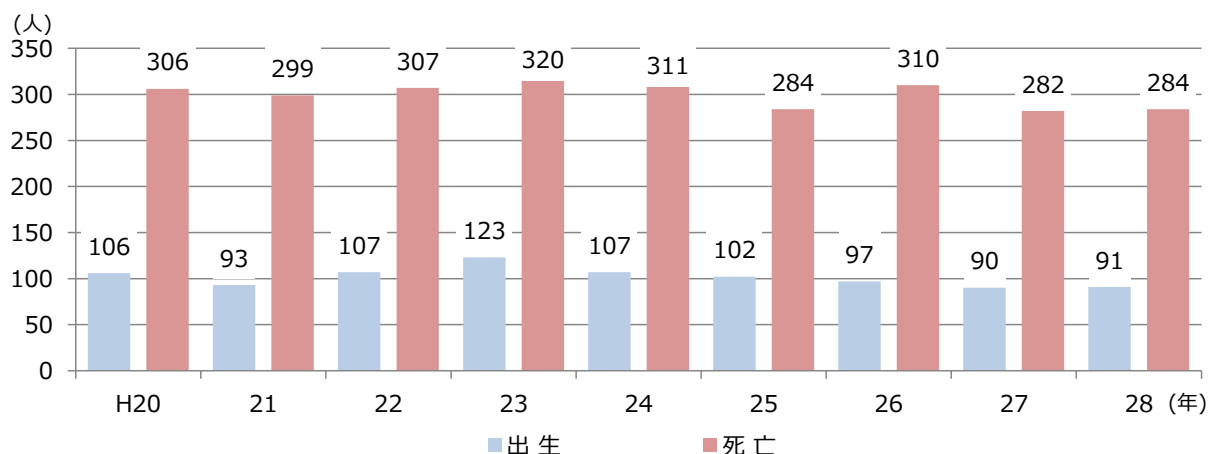


資料：総務省「国勢調査」

■ 人口動態の推移

自然動態の推移については、出生数から死亡数を引いた数の差が広がりつつあり、少子高齢化が進行しています。今後も少子高齢化の影響により、自然増減数は減少が予想されることから、引き続き、出生数の増加に向け、出産・子育てのしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

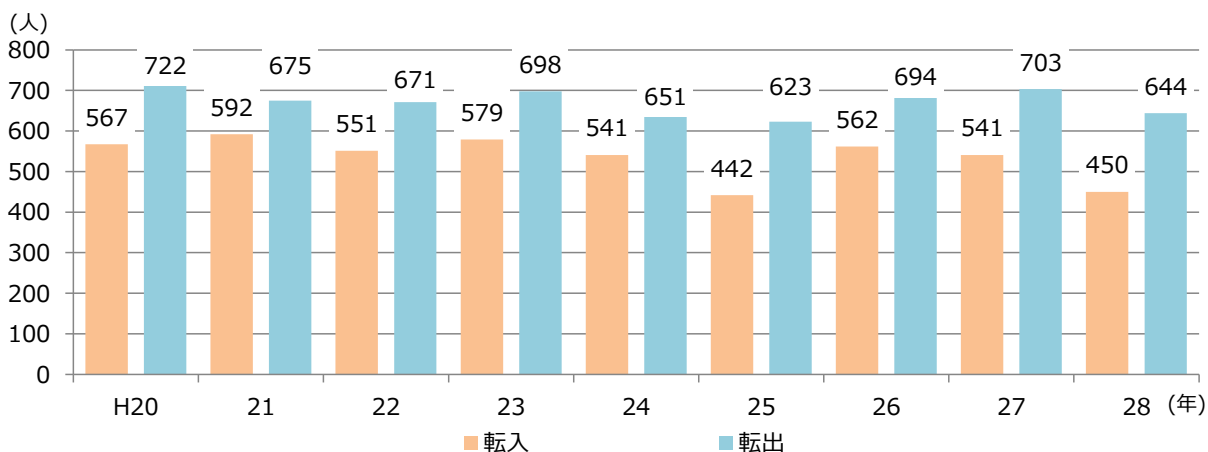
[自然動態の推移]



資料：垂水市「市人口移動調査」以下、同様。

社会動態の推移については、毎年、転入者数より転出者数が多くなっており、転出超過の状態が続いています。進学や就職に伴う転出が原因であることから、働く環境の場の確保等に取り組む必要があります。

[社会動態の推移]



(9) 財政状況

垂水市の財政状況は、一般会計の決算額が、103 億～110 億円台（平成 25（2013）～27（2015）年度）です。自主財源の割合が 21～27%と、国や県に対する依存度が高く、歳入の大部分は地方交付税となっています。市の貯金である基金の残高は約 35 億 2,700 万円（平成 27（2015）年度決算）、また、借金である地方債残高は約 93 億円ですが、市債の発行を抑制し、返済を進めるなどして減少しています。自治体の財政健全度を示す実質公債費比率は、10.5%（平成 27（2015）年度決算）と警告ラインの 18%を下回っています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成 20（2008）年の 98.8 をピークに 87.7（平成 27（2015）年度決算）となっています。依然として財政構造は硬直化しており余裕はありませんが、健全な財政を維持しているといえます。

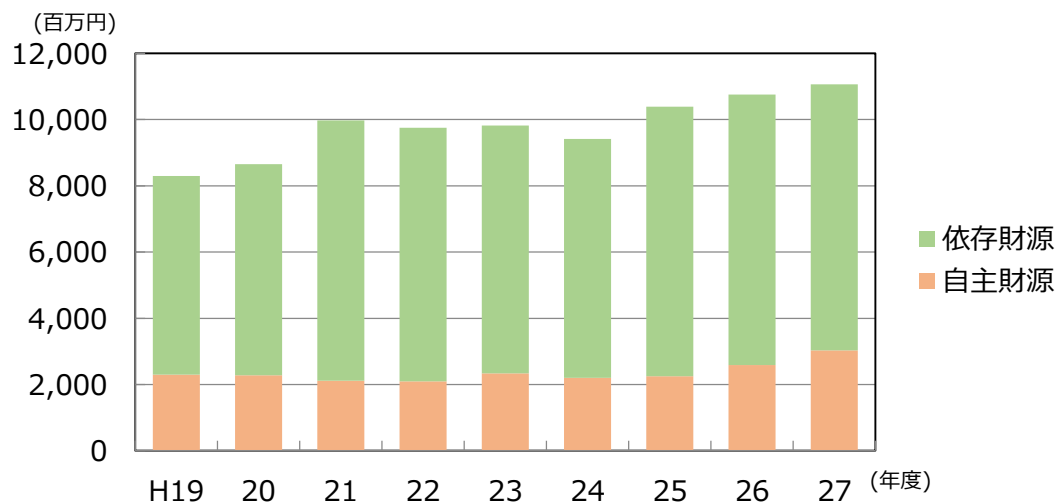
① 歳入

1) 平成 27（2015）年度一般会計歳入決算額 110 億 6,004 万 1 千円

2) 歳入に占める自主財源額・依存財源額の割合

単位：百万円

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自主財源	2,301	2,280	2,119	2,100	2,339	2,200	2,246	2,584	3,028
割合 (%)	27.7	26.3	21.2	21.5	23.8	23.4	21.6	24.0	27.4
依存財源	5,998	6,377	7,859	7,651	7,486	7,214	8,144	8,174	8,032
割合 (%)	72.3	73.7	78.8	78.5	76.2	76.6	78.4	76.0	72.6
歳入総額	8,299	8,657	9,978	9,751	9,825	9,414	10,390	10,758	11,060



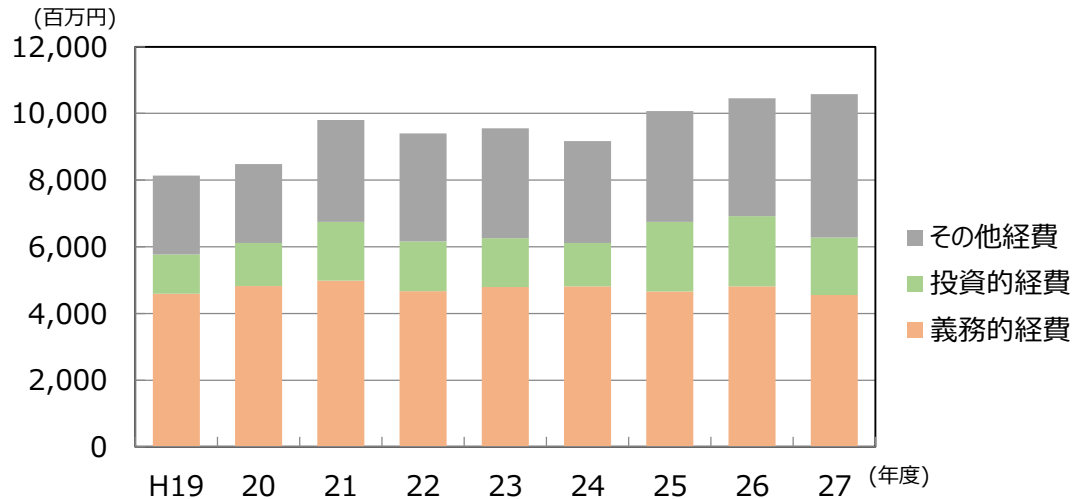
資料：垂水市財政課。以降、同様。

② 歳出

- 1) 平成 27 (2015) 年度一般会計歳出決算額 105 億 7,987 万 3 千円
 2) 歳出総額・性質別歳出額の推移

単位：百万円

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
義務的経費	4,593	4,820	4,981	4,669	4,795	4,815	4,656	4,812	4,558
投資的経費	1,180	1,299	1,767	1,493	1,468	1,297	2,093	2,112	1,721
その他経費	2,366	2,366	3,053	3,241	3,294	3,059	3,326	3,528	4,300
合計	8,139	8,485	9,801	9,403	9,557	9,171	10,075	10,452	10,579

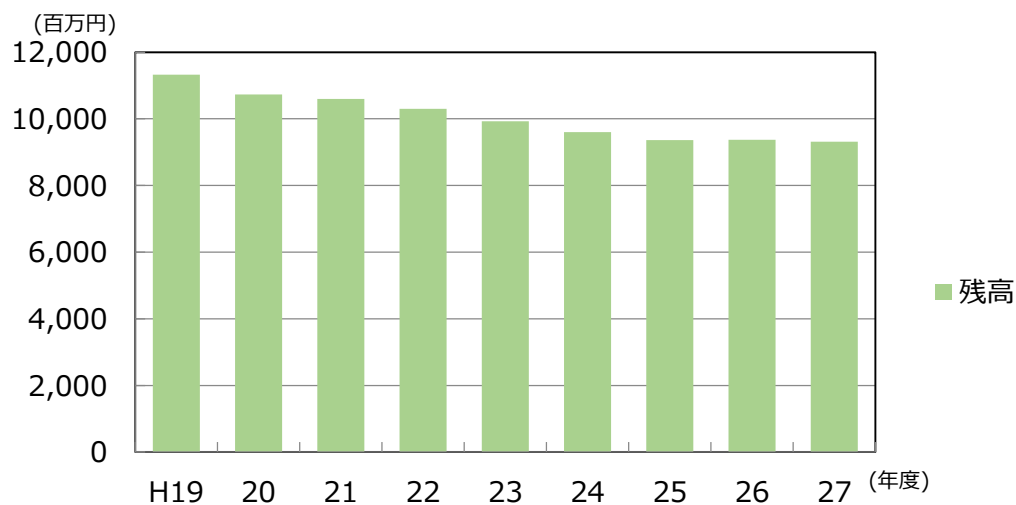


③ 地方債・基金の状況

- 1) 市債残高の推移

単位：百万円

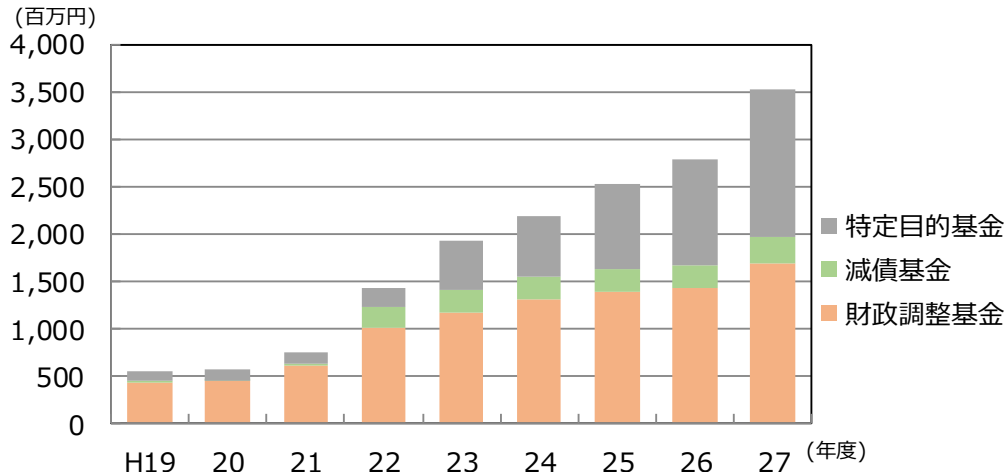
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
残高	11,322	10,729	10,600	10,300	9,930	9,606	9,360	9,374	9,318



2) 基金残高の推移

単位：百万円

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政調整基金	436	446	611	1,002	1,171	1,305	1,387	1,431	1,678
減債基金	10	10	10	234	234	234	234	234	284
特定目的基金	109	117	126	182	521	650	909	1,113	1,565
合計	555	573	747	1,418	1,926	2,189	2,530	2,778	3,527



【財政調整基金】 突発的な災害や緊急を要する経費等に対処するための基金です。

【減債基金】 市債の償還（返済）の増加に備えるための基金です。

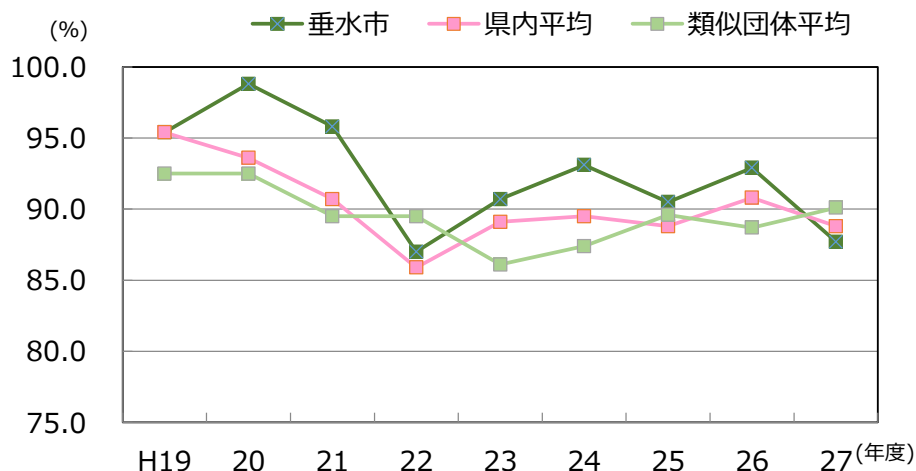
【特定目的基金】 財政調整基金及び減債基金を除いた基金で、特定事業のための積立や定額の資金を運用するための基金です。

④ 財務指標

1) 経常収支比率

単位：%

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
垂水市	95.4	98.8	95.8	87.0	90.7	93.1	90.5	92.9	87.7
県内平均	95.4	93.6	90.7	85.9	89.1	89.5	88.8	90.8	88.8
類似団体平均	92.5	92.5	89.5	89.5	86.1	87.4	89.6	88.7	90.1

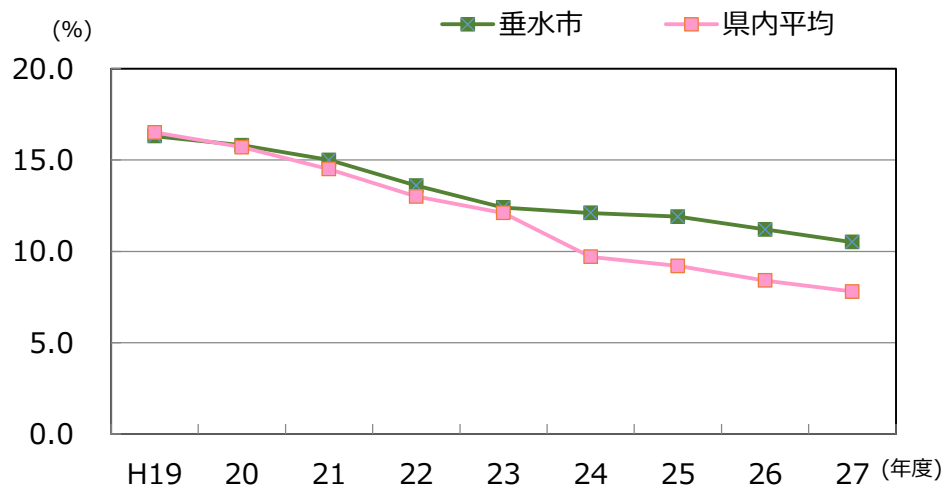


【経常収支比率】 経常収支比率は、経常一般財源(市税・普通交付税など毎年連続して収入され自由に使用できる財源)が経常経費(人件費・公債費・施設の運営費など毎年支出することが決まっている経費)にどの程度使われているかを見る指標です。一般的に70～80%が望ましいとされています。

2) 実質公債費比率

単位：%

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
垂水市	16.3	15.8	15.0	13.6	12.4	12.1	11.9	11.2	10.5
県内平均	16.5	15.7	14.5	13.0	12.1	9.7	9.2	8.4	7.8



【実質公債費比率】 実質公債費比率は、自治体の財政健全度を示す新しい指標として総務省が平成 18 年度導入したものです。従来は考慮されていなかった水道事業会計など公営企業会計の借金返済に対する一般会計からの繰出金なども、実質的な公債費として算入することで、財政の「実質」が反映されるものです。わかりやすく言えば、「収入のうち、どのくらいの割合を借金返済に充てているか」を示す指標で、低いほど「財政状態が健全」なことを意味します。また、地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い、この数値で起債制限等が行われることとなり、この実質公債費比率が 18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされ、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。

<参考>

- (1) 18%未満事前協議の上、自由起債
- (2) 18～25%未満総務相、都道府県による許可制
- (3) 25～35%未満一般事業などで起債制限
- (4) 35%以上(3)に加え一般公共事業

(10) 地域振興計画によるまちづくり

地域振興計画は、地域を盛り上げ、より住み良い地域を作っていくため、平成 21 (2009) 年度から大野地区をかわきりに、各地区と行政がともに知恵を出し合い策定しているものです。計画は、皆さんが「自分の地区はこうありたい」と願う姿を実現するために、「だれが、いつ、何をする」のかを「行動計画」としてまとめています。計画期間は 10 年間で、その計画実現を支えている財源として、「ふるさと納税」や国の交付金などを活用しています。これまで、市内 9 地区全てで計画が策定され、イベントの開催から、グラウンドゴルフ場の開設まで、幅広い活動が展開されています。

(各地区の地域振興計画策定の状況 平成 29 (2017) 年 8 月末現在)

■大野地区：大野づくり計画

(H23 (2011) .3 策定/H27 (2015) .3 見直し)

大野で生きる 大野に生きる

■水之上地区：三和づくり計画

(H24 (2012) .3 策定/H28 (2016) .12 見直し)

力を合わせ 行動を起こそう 住みよい水之上を目指して

■牛根地区：牛根づくり計画 (H24 (2012) .10 策定)

牛根でしかできないこと 牛根だからできることを みんなで考えよう

■新城地区：新城づくり計画 (H24 (2012) .10 策定)

人情、豊かな自然と歴史に抱かれた 住みよい郷 新城をめざして

■松ヶ崎地区：松ヶ崎づくり計画 (H25 (2013) .10 策定)

歴史と景観に恵まれた松ヶ崎を、道の駅を生かして広めたい

■柁原地区：柁原づくり計画 (H25 (2013) .11 策定)

ひと・はま・みち 元気あふれる くぬっばい

■境地区：境づくり計画 (H26 (2014) .11 策定)

熱く語れ 大きく動け 人がふれあう 境^{さけはま}浜魂

■協和地区：協和づくり計画 (H26 (2014) .11 策定)


桜島・カンパチ・温泉の町 みんなでつろう明るく活力ある協和

■垂水地区：垂水づくり計画 (H28 (2014) .12 策定)

明るく元気で郷土愛あふれるまち～歴史と資源を大切に～

[地域振興計画]

歴史と景観に恵まれた松ヶ崎を、道の駅を生かして広めたい
～松ヶ崎づくり計画～



平成25年10月
松ヶ崎地区公民館 初版

熱く語れ 大きく動け
人がふれあう 境浜魂



境づくり計画
平成26年11月
境地区公民館 初版

牛根でしかできないこと、牛根だからできることをみんなで考えよう
～牛根づくり計画～



初版
平成24年10月
牛根地区公民館

桜島・カンハチ・温泉の町
みんなでつくろう明るく活力ある
協和



協和づくり計画
(初版)
平成26年11月
協和地区公民館



大野で生きる
大野に生きる



大野づくり計画
平成27年2月
大野地区公民館
見直し版

明るく元気で郷土愛あふれるまち
～歴史と資源を大切に～
垂水



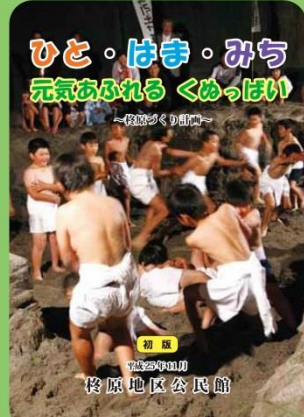
垂水づくり計画
(初版)
平成28年12月
垂水地区公民館

力を合わせ、行動を起こそう
住みよい水之上を目指して




三和づくり計画
平成28年12月
水之上地区公民館
見直し版

ひと・はま・みち
元気あふれるくめっばい
～柊原づくり計画～



初版
平成25年10月
柊原地区公民館

人情、豊かな自然と歴史に抱かれた
住みよい郷 新城をめざして
～新城づくり計画～



平成24年10月
新城地区公民館
初版

2 市民から見た垂水市（公開講座、中学生向けアンケート結果から）

第5次総合計画づくりにおいて、市民の意向を把握するため、鹿児島大学の協力による公開講座や中学生を対象にしたアンケート調査を実施しました。

(1) 市民向け鹿児島大学公開講座

市民と行政が本市のまちづくりにおける課題について認識を共有するとともに、課題に対する市民の考えやアイデアを把握し、第5次総合計画に反映させるため、3回の公開講座を実施しました。

テーマは、第4次総合計画の政策に対する市民満足度調査結果において、市民からのニーズが高い「医療・介護体制の充実」、「働く環境の充実」、「子育て支援策」の3テーマとしました。

① 医療・介護体制の充実

テーマ「**みんなが健康で、素敵な人生を送るために**」

サブテーマ① 今、自分たちがすべきことは？

キーワード	健康の維持、心の健康、人材確保、地域交流、社会の在り方、施設、介護施設の充実
まとめ	○医療施設、介護施設が脆弱な垂水市にあっては他人や家族に迷惑をかけないよう、自ら運動の趣味を持ち、健康を維持すること ○心身ともに健康であること

サブテーマ② 今、自分以外（家族、友達、市、国）に望むことは？

キーワード	医療体制の充実と人材確保、人材育成、地域での見守り、支えあい・助け合いの地域づくり、健康づくりの施設や場所（環境や機会）、健診受診勧奨、情報発信
まとめ	○体制づくりと情報発信 ○場所・機会・環境の整備と人材育成

サブテーマ③ 未来の人たちのために、今、自分たちができることは？

キーワード	楽しく参加できる健康づくり、教育、社会、家庭、地域、地域づくりと人材育成、環境整備
まとめ	○自ら健康づくりのための場・環境を創りだす ○未来のために、地域づくり・人づくりのベースを構築する ○地域の中で、健康であるためには何をすべきか若い世代へ伝えていく

② 働く環境の充実

テーマ「顧客は誰か？」
10年後も垂水市で誇りを持って働き続ける環境を実現するために

サブテーマ① 担い手（今住んでいる若者（中高生））育成について
 ～今住んでいる若者（中高生）にとっての働くことのニーズは何であり、
 そのニーズに垂水市はどう答えることができるだろうか？

キーワード	生活環境、働く場としての環境
まとめ	○若い世代のニーズに対応した効果的な情報発信が必要

サブテーマ② 担い手（Iターン者、Uターン者）育成について
 ～Iターン者、Uターン者にとっての働くことのニーズは何であり、
 そのニーズに垂水市はどう答えることができるだろうか？

キーワード	生活環境（住居、風景・文化）、就業環境（農業）、受入促進
まとめ	○Iターン、Uターンの成功例を作る ○Iターン者、Uターン者用の相談窓口を作る ○花火大会を2回開催（お盆の時期に開催されるので、Iターン者は地元へ帰っており花火が見られない。素晴らしい花火で地域の人とのふれあい・交流の機会でもあるので、年に2回開催したい）

サブテーマ③ 消費者（地元の人）ニーズへの対応について
 ～どのような条件があれば地元の人がリピーターとなって
 垂水市の産品を購入し、消費するだろうか？

キーワード	行政の補助、売り場への交通、販売・注文制度、物産館・加工施設（ハード整備）、地産地消、安心安全、地元の人向け、加工・調理・レシピ、少量販売、品質、周知・PR、情報
まとめ	○新鮮な商品を並べられる売場があること ○多角的な売り方が必要 ○子育て世代・高齢者の為に、売り場までの公共交通（バス）が整備されていること、又は、宅配サービスがあること ○地元産であること（＝安心安全につながる） ○地元産を原料とし、さらに調理の手間が省ける加工品や惣菜があること ○販売とあわせ、情報発信が重要である

サブテーマ④ 消費者（観光客）ニーズへの対応について
 ～どのような条件があれば観光客がリピーターとなって
 垂水市の産品を購入し、消費するだろうか？

キーワード	場の設置・活用、ここにしかない商品・サービス、情報発信、機会の提供（イベントの実施等）
まとめ	○PR・情報発信を充実させる（箱物やネットなど多様なチャネルで垂水産品に触れる機会を増やす） ○施設（販売所・宿泊所・遊べる・体験）と体験を充実させる ○垂水でしか食べられない物・体験できないもの（垂水オリジナル）を開発、充実させる

③ 子育て支援策

<p>テーマ「教育サービスを越えて、 どんな『垂水らしい風』を吹かせて子育ての魅力を高めていくか？」</p>	
<p>サブテーマ① 『育ってほしい子どもの姿』と現実の子育てとのギャップを どう埋めたいだろうか？（成長に応じた備えの観点から）</p>	
キーワード	医療支援、経済支援、成長面支援
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○産科への交通費を補助する。入院機能をやめた外来機能のみの病院で病児保育サービスを行う。子育て中のお母さんが相談しやすい、自身も子育て中の保健師による相談体制を充実させる ○児童手当を18歳まで増額する。企業誘致を進める ○場（遊ぶ場、学童保育、こども食堂）の設置。子育て世代への掃除・洗濯、給食サービスを整備。子育て世帯のための住宅、相談窓口を設置する
<p>サブテーマ② 『育ってほしい子どもの姿』と現実の子育てとのギャップをどう埋めたいだろうか？ （親の仕事・生活の観点から）</p>	
キーワード	病児保育、ふれあえる場の確保（地域でのふれあい）、周りの理解
まとめ	○学童保育、医療体制・医療サービスの充実
<p>サブテーマ③ 『育ってほしい子どもの姿』と現実の子育てとのギャップを どう埋めたいだろうか？（学校教育の観点から）</p>	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭で過ごす時間を大切にする ○垂水高校の魅力の小中学生に伝える機会をつくる ○様々な体験・チャレンジをさせたくとも就業している親は難しいので、巡回図書・学童保育の充実を図る ○小さい学校ならではの密な連携を行うとともに、垂水の自然を生かす遊ぶ場・公園を整備し、多学年・多年代との交流促進を図る ○英語力向上に力を入れる（「垂水に来れば英語力があがる」と言われるように） ○ICT 教育を充実させる（子どもが帰ってこなくても垂水市にお金が落ちるようにする）
<p>サブテーマ④ 『育ってほしい子どもの姿』と現実の『子育て支援』とのギャップを どう詰めたいだろうか？（地域づくりの観点から）</p>	
キーワード	少子化（小規模校同士の交流、地域との交流、学力向上） 地域（若い人の参加促進、横のつながり）
まとめ	○少子化で地域行事を行うのが困難であるが、保護者を含めた参加により、地域づくりにつながっている
<p>サブテーマ⑤ 『育ってほしい子どもの姿』と現実の『子育て支援』とのギャップを どう詰めたいだろうか？（健やかなからだづくりの観点から）</p>	
キーワード	子供食堂、交流の場、訪問、情報発信
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館などの場所、人、材料（寄付）の確保と各機関の許可が重要 ○本当に来てほしい人が来やすいように、窓口を広げる ○母親学級・健診の場など、妊娠期・乳児期からの母親同士がつながる場をつくる ○学校行事に参加し、顔を合わす回数を増やす

(2) 高校生向け鹿児島大学公開講座

(1) 市民向け鹿児島大学公開講座とあわせて、市内唯一の高等学校である垂水高等学校の生徒が参加し、生徒自身がこれからのまちづくりについて提案する機会を持つことで“垂水らしさ（本市の魅力や特徴）”について生徒に気づきをもたらし、本市に対する愛着・誇りの醸成を図るとともに、次代を担う高校生の意見やアイデアを第5次総合計画に反映させるため、高校生向け公開講座を実施しました。

第2回市民向け鹿児島大学公開講座で話し合われた「働く環境の充実」において、次代を担う若者が働く場として何を求めているのか、若者の声を聞きたいという声が多く挙がりました。そこで、「どういうまちであれば、垂水を働く場・生活の場として選択するのか？」をテーマとしてワークショップを行いました。

テーマ「どういうまちであれば、垂水を働く場・生活する場として選択するだろうか？」

サブテーマ① 10年後の垂水にも残ってほしいモノ・コト・人

自然、温泉、人、店・施設、垂水フェリー、歴史、垂水高校、病院、水産業、フィッシュガール、特産物（カンパチ・ブリ）、地域との交流、観光名所、イベント（垂水フェスタ、地域の祭り）、自然を活かした活動、人が少ないこと、ボランティアの精神、垂水市そのもの

サブテーマ② 10年後の垂水では変わってほしいモノ・コト・人

交通（もっと便利になってほしい）、店、施設・設備（市体育館・アパート、健康づくりのための施設）、観光名所や遊園地、近くに病院を増やす、若者・高齢者が出来ない仕事、歩道（高齢者）、灰が多い、交通の便が悪い、買い物できる店が少ない、近くで物が手に入るようにしてほしい、若者向けの店が少ない、イルミネーションの工夫がほしい（若者向け）、市民交流の機会（イベントが少ない）、人口、高校に水産科があれば、もっとカンパチをPRできる→地元就職につながる、おしゃれな自然と食を生かすべき、垂水高校、漁港、自然（市外の人向けのPR、泳げる場所）、職種、高齢者向けのサービス、集いの場がない

まとめ 高校生が垂水を働く場・生活する場として選択する条件

- 職場：特産品・水を生かした若者の働ける場が確保されていて、多様な職種があること。若者が働く場が多くあること。農業の特産品を開発する
- 買い物利便性：雑貨屋、服屋など若者が利用するお店を増やす、充実させる。商店街に活気があること（買い物していて楽しい場所があること）
- 交通利便性：交通機関が充実していること
- 住環境：きれいなマンションや、高齢者が安心して暮らせる施設があること。多様な施設が充実していること
- 自然環境：豊かな自然とおいしい食があること。ここにしかない自然・食があること
- 都市ブランド：積極的に「垂水」を情報発信してPRすること。特産品のPRを積極的に行う（雇用の創出と市外へのPR）
- 医療・福祉環境：病院を増やし、既存の病院の待ち時間を減らす。老人ホームを整備する（雇用の創出も図れる）。
- 子育て環境：市単独での医療費の補助がある（子育て環境・医療福祉体制）

(3) 中学生向けアンケート調査

まちづくりへ参加する意識、及び本市に対する愛着・誇りの醸成を図るとともに、次代を担う中学生の意見やアイデアを第5次総合計画に反映させるため、中学生を対象に「垂水市の将来のまちづくりを考える中学生アンケート」を実施しました。

① 調査概要

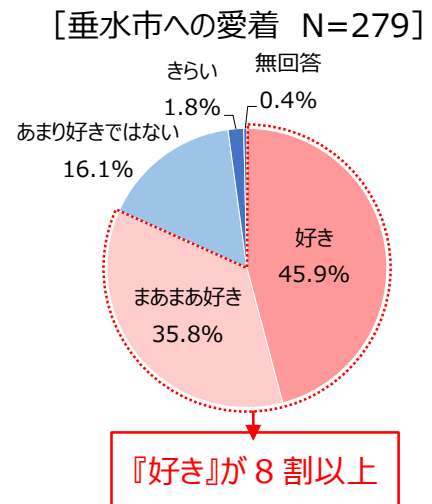
[調査概要]

対象	垂水中央中学校の1～3年生（279名）
調査方法	学校の協力のもと、直接配布・回収
調査期間	平成29（2017）年6月

② 調査結果

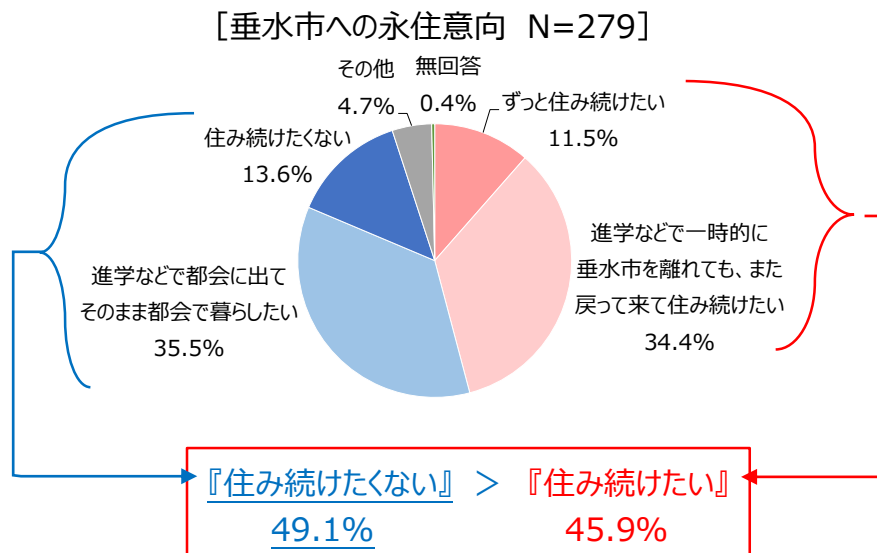
1) 垂水市への愛着と好きな理由、好きではない理由

中学生の8割以上が、垂水市が『好き』と回答しており、好きな理由は、「家族や親しい友人などがいるから」、「自然環境が豊かだから」等となっています。また、「あまり好きではない」もしくは「きれい」な理由は、「娯楽施設など遊べる場所がないから」、「商業施設が少ないから」「好きな施設や場所がないから」等が挙げられました。



2) 垂水市への永住意向

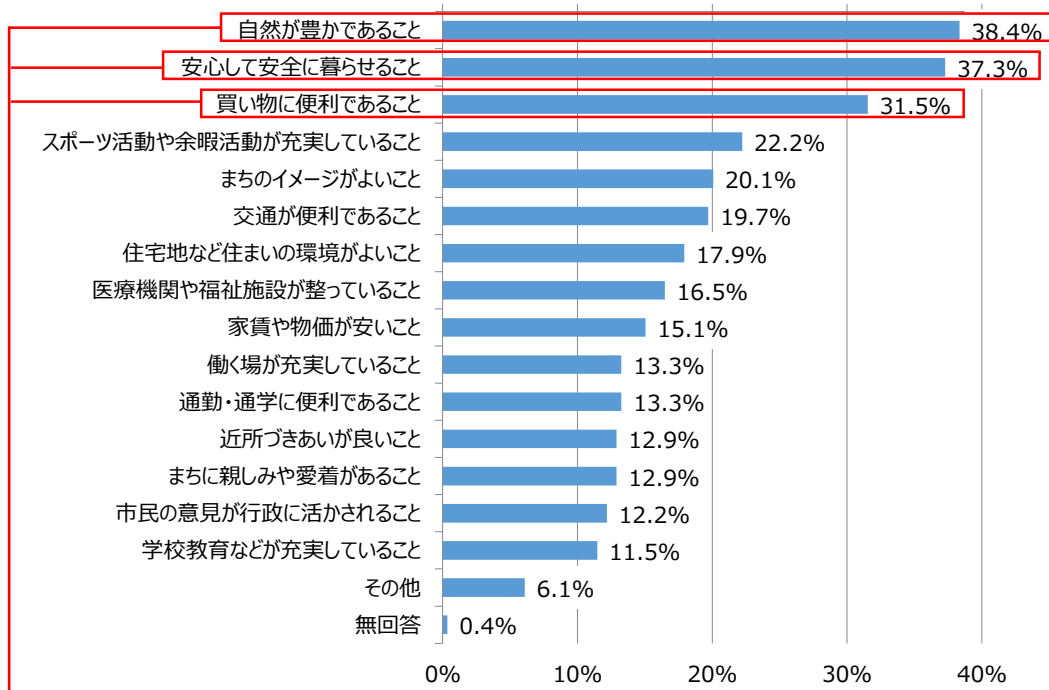
垂水市が『好き』が8割以上となっている一方で、永住意向については、『住み続けたい』が45.9%なのに対し、『住み続けたくない』が49.1%と、『住み続けたい』を僅かながら上回っています。



3) 垂水市に住み続けていくために大事なこと

垂水市に住み続けていくために大事なことは、「豊かな自然」、「安心安全」、「買い物利便性」が多く挙げられました。

[垂水市に住み続けていくために大事なこと(複数回答) N=279]



垂水市に住み続けていくために大事なことは、「豊かな自然」、「安心安全」、「買い物利便性」がそれぞれ 3 割以上

3 次代に引き継ぐ「垂水らしさ」 次代へつくる「垂水らしさ」

市民向け公開講座や高校生向け公開講座において、本市のこれからのまちづくりについて話し合う中で、「垂水の〇〇なところは子や孫の世代まで残したい」、「垂水の〇〇はずっと変わらないでほしい」といった、今の垂水の魅力＝「垂水らしさ」が多く挙げられ、同時に、地域資源を含む今の垂水の魅力を活かし、「垂水をもっと〇〇なまちにしたい」、「こんな〇〇を次世代に渡したい」といった思いも多く挙げられました。

そこで、本市の現状とあわせ、そうした本市の魅力や本市への思いを“次代に引き継ぐ「垂水らしさ」、次代へつくる「垂水らしさ」としてまとめています。



水 垂水城（元垂水）の崖下に、岩の間から清水が滴々と垂れて溜水があり、この辺一帯の唯一の飲料水であったことから有名となり、この地名が起こった一、また、シラス台地から水晶のような清らかな水が湧く「垂る水」であったから一、その他、海山の恵みが満ち足りていたので「タリミチ」が転じた一、等が「垂水」の由来であると言われてしています。

その由来のとおり、清らかに湧き出る水は、全ての命の源であり、わたしたち垂水の「美しい」や「美味しい」、「楽しい」、「嬉しい」も、この水の恩恵を多分に受け、生まれ続けています。



写真挿入

自然・景観 雄大な錦江湾と桜島、清冽な水が流れ落ちる猿ヶ場溪谷、そして、人の暮らしの中でその恵みを受けつつ守ってきた田の風景 一。それらは、垂水に住むわたしたちの日常にありつつも心を動かされ、進学や就職などで離れていても思い出し、戻りたいと思わせる、垂水にしかない自然です。

写真挿入

写真挿入

人のふれあい わたしたち垂水も人口減少・少子高齢化の流れのなかにあり、担い手不足やにぎわいの喪失など、様々な影響を受けています。その大きな流れを急に変えることはできません。しかし、人が少ないからこそ生まれるふれあいや助け合いの心があります。職場、学校、地域、家族一人とのふれあいから生まれる心のあたたかさが垂水の魅力です。そのふれあいの中で、地域の伝統や文化がその心とともに引き継がれ、垂水の魅力をさらに高めていきます。

写真挿入

写真挿入

暮らしやすさ 西には桜島、錦江湾を挟み県都鹿児島市へは1時間、南には大隅半島の商業集積地である鹿屋市へ30分、北には鹿児島空港を持つ霧島市へ1時間30分で到着でき、大型商業施設や医療機関等、暮らしに快適な都市機能を補完しています。今後、生活する場としてだけでなく、働く場としても必要な自然と調和できる最適な都市機能を整備していく必要があります。

第2部 基本構想

第1章 将来像

これからの垂水市が目指していくまちの姿を、次のとおり「まちの将来像」として掲げます。

「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水」

■それぞれの地域の特性（資源）を活かし、共につながり・支え合う心を育む

第4次総合計画基本構想に基づき、市内9つの地域拠点地区において、地域住民がこれからの地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画づくりを進め、平成28（2016）年度中に全地区で策定しました。本計画に基づき、各地域の特性を活かしたまちづくりが進められています。

地域住民がまちづくりの主役となるからこそ生まれる、地域間や世代間の垣根を越えた助け合い・支え合いの心を育みながら、魅力ある地域資源（地域の宝物）を地域住民で掘り起こし、磨き、積極的に活用しています。

■豊かな自然や文化（“垂水らしさ”）に包まれ、健やかな「心身」を保持する

本市は、飲む温泉水が有名なまちで、水が豊富であることは、市の名前の由来になるほどです。

さらに、錦江湾に面した温暖で優れた地形を活かし、カンパチやブリ等の養殖漁業や温暖な気候を活かした園芸・畜産といった農林水産業が盛んです。

これら豊かな自然と豊富な食、歴史、ひとの暮らしとその積み重ねである文化、伝統などは誇るべき“垂水らしさ”です。その“垂水らしさ”は、健康的な心身の土台となり、生き生きと健康に自分が希望する場所で暮らし続けています。

また、子育てする親は、“垂水らしさ”に包まれた子供の健やかな成長を願っており、地域全体で子供を守り育てる体制が整っており、安心して子育てをしています。

■次世代を担う子供たちへのメッセージ

本市の面積は、約162.12km²で、南北に37kmに渡って海岸線を有したまちです。その中で、住民自らが考える目指すべき将来像を掲げ、さまざまな地域活動を進めています。しかしながら、本市では最重要課題として位置づける人口減少に歯止めがかけられていない状況にあります。

そこで、それぞれの地域にある地域資源（地域の宝物）を活用しながら、地域で暮らす人々が、健康で明るい気持ちで共に支え合うことで、次の世代を担う子どもたちが将来も垂水で暮らし続けたいと思える心を育み、未来の垂水を引き継いでほしいという思いを込めています。

第2章 まちづくりの視点

将来像を実現するためには、市民、地域、事業者、行政等、本市に携わる多様な主体が協働し、次の視点で、まちづくりに取り組む必要があります。

【地域の宝物】 地域資源を積極的に活用します

豊かな自然、歴史、文化などの風土や農林水産物、製造品及びその生産技術、観光資源などの先人が守り、育ててきた資源は、地域の宝物です。これら資源等を市民力によって掘り起こし、磨き、積極的に活用します。

【市民主体】 自ら考え共に行動します

市民がまちづくりに主体的に参画し、行政は、市民がまちづくりについて自ら考え、行動できるような市政を推進します。市民、地域、事業者、行政など多様な担い手が、各々の役割を分担し、共に行動します。

【次世代人材育成】 地域“愛”を育みます

地域全体で人を育てることは、地域を愛し、誇りに思う気持ちを育み、垂水のまちづくりを担う気持ちへとつながります。家庭、地域、学校、事業者、行政などが力を結集し、次世代の垂水を担う人材を育成します。

【安全・安心】 みんなで支え合います

すべての市民が、自然災害や生活などに不安を感じることなく安全・安心に暮らせることがまちづくりの根幹です。いつまでも安心して暮らしていけるよう、みんなで協力し合い、共に支え合います。

第3章 まちづくりの目標

1 将来の見通し

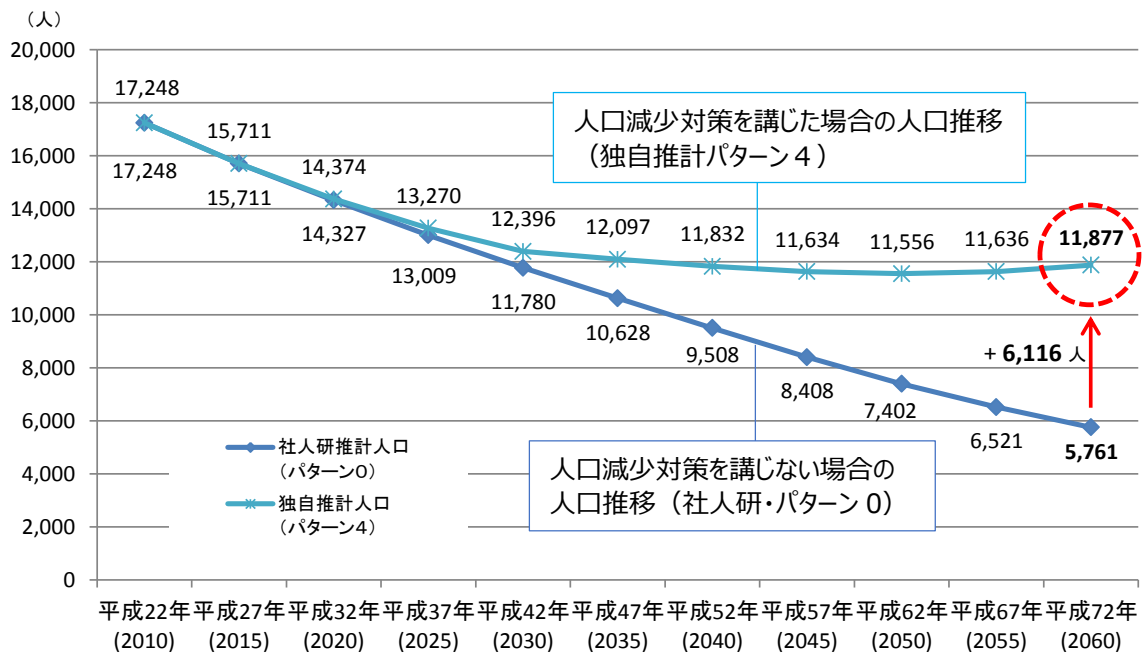
平成 22 (2010) 年国勢調査時における本市の総人口は 17,248 人、平成 27 (2015) 年は 15,520 人と減少しており、今後も引き続き減少することが予想されています。

(1) 垂水市人口ビジョンにおける目標人口の考え方

本市の人口は減少傾向にあり、社人研の推計値によると平成 52 (2040) 年には 9,508 人と 1 万人を割ると推計されています。

そこで、平成 28 (2016) 年度に策定した垂水市人口ビジョンにおいて、人口移動の均衡化と若年子育て世帯の移入促進を図ることで、年少人口、生産年齢人口、及び老年人口の構造変化を促し、少なくとも生産年齢 2 人以上で高齢者 1 人を支える社会の実現を目指すとして、平成 72 (2060) 年時点で 12,000 人を維持するという目標を設定し、人口減少対策に取り組んでいます。

[人口推移と将来展望]



単位: 人

	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)	平成62年 (2050)	平成67年 (2055)	平成72年 (2060)
社人研推計人口 (パターン0)	17,248	15,711	14,327	13,009	11,780	10,628	9,508	8,408	7,402	6,521	5,761
独自推計人口 (パターン4)	17,248	15,711	14,374	13,270	12,396	12,097	11,832	11,634	11,556	11,636	11,877

資料: 「垂水市人口ビジョン」より。以降、同様。

■ 独自推計（パターン4）達成のための条件

- ① 平成 42（2030）年までに転入数と転出数が同数となり人口移動が均衡すること
- ・合計特殊出生率は、平成 42（2030）年までに 1.8 となり、以後同率で推移
 - ・純移動率は、平成 42（2030）年までに人口移動が均衡（転入・転出数）
- ② 若年子育て世帯の移入を促進し、人口構造が若返ること
- ・平成 43（2031）年より毎年 25 組の家族移入（夫 35-39 歳、妻 30-34 歳、子（男 1 人）0-4 歳、子（女 1 人）0-4 歳の家族）

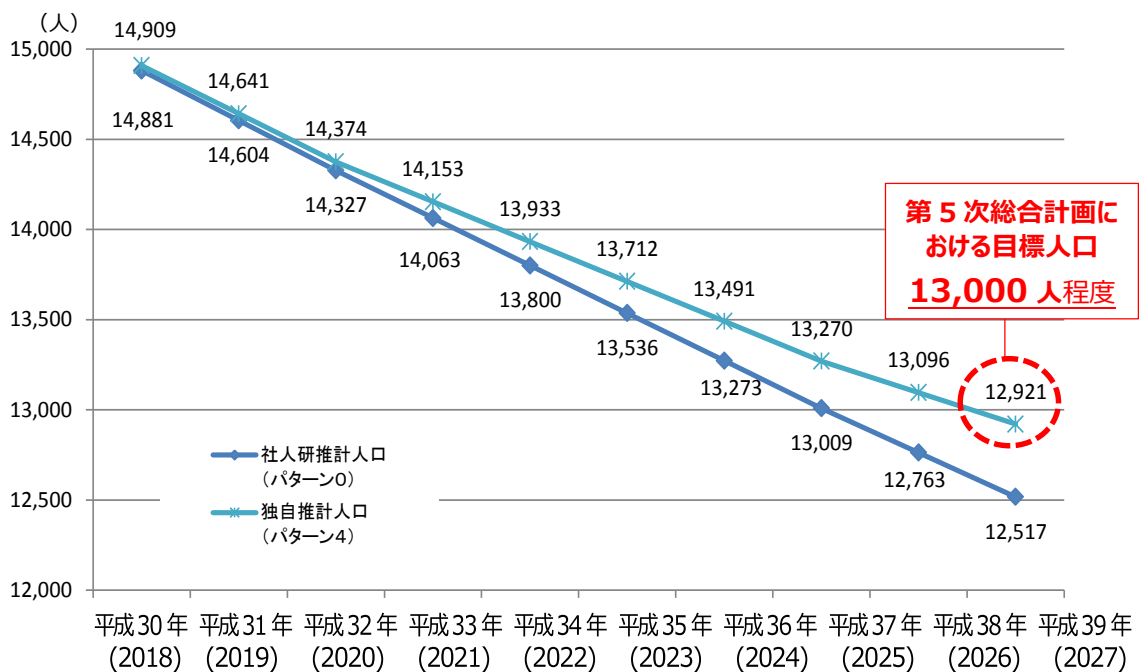
(2) 第 5 次総合計画における目標人口

第 5 次総合計画においても、垂水市人口ビジョンで目標とした「独自推計（パターン 4）」の人口推移結果を採用します。

第 5 次総合計画の最終年である平成 39（2027）年時、人口減少対策を講じない場合（社人研推計値・パターン 0）の推計人口は 12,517 人、垂水市人口ビジョンで目標としている人口減少対策を講じた場合（パターン 4）は 12,921 人と推計されています。

そこで、第 5 次総合計画では、最終年度である平成 39（2027）年度における将来目標人口を 13,000 人とし、各人口減少対策の取組を推進させます。

[第 5 次総合計画中の人口推移と将来展望]



単位：人

	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成32年 (2020)	平成33年 (2021)	平成34年 (2022)	平成35年 (2023)	平成36年 (2024)	平成37年 (2025)	平成38年 (2026)	平成39年 (2027)
社人研推計人口 (パターン0)	14,881	14,604	14,327	14,063	13,800	13,536	13,273	13,009	12,763	12,517
独自推計人口 (パターン4)	14,909	14,641	14,374	14,153	13,933	13,712	13,491	13,270	13,096	12,921

2 まちづくりの各分野の目標

将来像を実現するためには、本市に必要な施策を見極め、着実に推進していくことが必要です。

そこで、各施策を体系的かつ効果的に展開していくため、次の4つをまちづくりの目標として設定します。

① 地域資源を活かした賑わいのあるまち（産業振興）

まちを持続的に発展させていくためには、地域を支える産業を振興し、市民一人ひとりが持つ個性や能力を発揮することができる場を創出していく必要があります。

地域資源や地域特性を活かした事業の創出や企業誘致に取り組むとともに、既存産業の更なる振興を図り、若者が地域に定着し、賑わいのあるまちづくりに取り組みます。

② 次世代の担い手を育成・支援するまち（教育文化）

将来にわたって誇れるまちづくりを進めていくためには、家庭、地域、学校、事業者、行政などが一体となり、次世代を担う人材を育てていく必要があります。

市民一人ひとりが地域の伝統文化を大切に守り、生涯にわたっていきいきと暮らしながら、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに取り組み、多様な人材が集い、次世代を育成・支援するまちづくりに取り組みます。

③ 安心していきいきと暮らせるまち（健康・福祉）

市民一人ひとりが健康で心豊かに自立した生活を送るためには、地域が一体となって安全な環境を築き、市民が互いに支え合い安心して暮らせることが必要です。

これまでの経験を踏まえ、災害に強いまちを目指すとともに、市民の健康に関する意識の向上を図り、健康寿命を延ばすための取組を更に進め、いつまでも笑顔でいきいきと暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

④ 豊かな自然の恵みを後世に受け継ぐまち（生活環境）

豊かな自然は市民の誇りであり、この貴重な自然の恵みを確実に後世に受け継いでいかなければなりません。

自然環境と調和した快適で住みやすい生活環境の整備を進めていくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を推進し、循環型社会の構築に地域が一体となって取り組み、環境にやさしいまちづくりに取り組みます。

第4章 まちづくりの進め方

将来像の実現に向けて設定したまちづくりの目標を達成していくためには、どのような点に留意してまちづくりを進めていくのかを決めておく必要があります。そこで、次の3つの方策に基づいてまちづくりを進めていきます。

1 市民と行政の協働によるまちづくり

市民主体の考え方のもと、地域資源を活用したまちづくりを進めるためには、市民が郷土に誇りと愛着を持ち、地域の特性や課題などを共有しながら、自らがまちづくりの担い手であるという当事者意識を持ってまちづくりに参画し行動していく必要があります。

また、市民と行政が互いの信頼関係を構築し、連携して課題に取り組んでいく「協働のまちづくり」が不可欠であり、振興会やNPOなどをはじめとする市民組織や事業者、行政など多様な主体が互いに支え合い、補完しながら行動していくことが大切です。

これまで培われてきた地域内のつながりやコミュニティを尊重しながら、市民が主体となって行う地域づくり活動を支援するとともに、活動の中心的な役割を担う組織や人材の育成、活動拠点の充実等を図り、様々な協働の形をつくり行動します。

2 健全で安定した行財政運営の推進

市民と行政の協働のまちづくりのためには、市民の視点に立った行政運営が必要であり、市民への説明責任を果たすとともに透明性の確保を図ります。

また、4つのまちづくりの目標を達成するためには、その裏付けとなる財政の健全性の確保が必要であり、中長期的な財政見通しのもと、コスト縮減に努めるなど健全な財政運営を進めます。

さらに、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に対応した行政サービスが提供できるよう、課題や市民ニーズを常に点検しながら行財政改革を推進するとともに効率的な組織機構の構築を図り、効果的かつ効率的に事業を推進します。

3 隣接市等との広域連携の推進

4つのまちづくりの目標は、本市のみで達成できるものではなく、関係する自治体や関係機関と協力、連携しながらより効果的に進めることが大切です。

このため、鹿児島市、鹿屋市、霧島市、姶良市など近隣の自治体との連携を強化し、少子高齢化や人口減少などの課題に対応できるよう暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、大隅半島の玄関口としての機能の充実を図り、地域のさらなる魅力づくりを進めていきます。

また、鹿児島大学、鹿児島国際大学、鹿屋体育大学といった県内の大学と連携し、健康長寿や子育て支援、人材育成といった地域課題の解決を図っていきます。

基本構想

<将来像>

「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水」

市内9地区が各地域の特性（資源）を活かし、一人ひとりが主役となって、共につながり・支え合う心を育んでいます。また、豊かな自然や文化、産業、景観、暮らしや人のふれあいといった“垂水らしさ”に包まれ、健やかな「心身」が保持されています。この“垂水らしさ”に包まれ、地域の中で宝物（地域資源）を活かして、市民が健康で明るく生き生きと生活することで、次の世代を担う子供たちに“地域愛”が生まれ、未来の垂水が引き継がれていきます。

<まちづくりの視点>

将来像を実現するためには、市民、地域、事業者、行政などが協働でまちづくりに取り組む必要がある。以下の4つの視点でまちづくりを進めていく。

【地域の宝物】	【市民主体】	【次世代人材育成】	【安全・安心】
地域資源を活用する ・豊かな自然、歴史、文化などの風土や農林水産物、製造品及びその生産技術、観光資源などの先人が守り、育ててきた資源は、地域の宝物である。 ・これら資源等を市民力によって掘り起こし、磨き、活用する。	自ら考え共に行動する ・市民がまちづくりに主体的に参画し、行政は、市民がまちづくりについて自ら考え、行動できるような市政を推進する。 ・市民、地域、事業者、行政など多様な担い手が、各々の役割を分担し、共に行動する。	地域“愛”を育む ・地域全体で人を育てることは、地域を愛し、誇りに思う気持ちを育み、垂水のまちづくりを担う気持ちへとつながる。 ・家庭、地域、学校、事業者、行政などが力を結集し、次世代の垂水を担う人材を育成する。	みんなで支え合う ・すべての市民が、自然災害や生活などに不安を感じることなく安全・安心に暮らせることがまちづくりの根幹である。 ・いつまでも安心して暮らしていけるよう、みんなで協力し合い、共に支え合う。

<まちづくりの目標>

目標人口 13,000 人
(平成 39 (2027) 年度)

1. 地域資源を活かした賑わいのあるまち
2. 次世代の担い手を育成・支援するまち
3. 安心していきいきと暮らせるまち
4. 豊かな自然の恵みを後世に受け継ぐまち

<まちづくりの進め方>

1. 市民と行政の協働によるまちづくり
 - ・市民が主体となる地域活動を支援し、活動組織や人材の育成、活動拠点の充実を図る。
2. 健全で安定した行財政運営の推進
 - ・市民への説明責任を果たすとともに、コスト縮減に努め、行財政改革を推進する。
3. 隣接市等との広域連携の推進
 - ・隣接市や関係機関等との連携を強化し、効果的に市民生活の利便性向上を図る。